

歴史から、人生心理学を学ぶ

永安 幸正

目次

- 一 歴史の創造における精神エネルギーの高揚と集中
〈資料〉求める前に働け
- 二 先人の成功体験を心のモデルにする
- 三 歴史上の責任——真珠湾騙し討ちの問題——
〈補論〉真珠湾問題は終わらず
——新たな事実群の発見と報道——
- 四 責任問題の問い方の知恵
- 五 特攻戦略での責任問題
- 六 人を憎まず、罪を憎んで、善後策を立てる
- 七 歴史は、潔さの美学を求める
- 八 来るべきグローバル時代の新美学とは

一 歴史の創造における精神エネルギーの高揚と集中

新聞に、広告まがいの記事が載った。どうして英語が話せないのか、どうしたらよいか、それを教えるいい本が最近何冊か

出た、とその内容紹介であった。なるほど、有益な記事であった。それを読んでいくと、こんな実例が仮名（かめい）入りで書いてあった。山本佐和子さんという方の体験の話。（産経新聞、平成十五年十一月二十三日）

英語を話せるようになりたいと願って、英語学校に、週一回通った。これまで、いろいろな教材も買ってみた。英語学習に、かれこれ百万円くらいも注ぎ込んだけれども、どうにも上達しない、というのである。

英語学校の教室では、六十分間のうち、自分に割り当てられてネイティブの先生と直接話せるのはせいぜい十分間くらいのものである。だから、なかなか話せるようにならない、成果が上がら

ない。

ざっとこういう次第。私は、記事をここまで読んで来て、まさにこの点に、このタイプの人の伸びない理由があるのだな、と分かった。この佐和子さんは、実在の人でなく、記者が拵えた架空の人物かもしれないが、私の思うに、効果の上がらない典型的なタイプの人であり、考え方が根本で間違っている、この点を変えなければ、前に進まない。

どこが、どう間違っているのだろうか。

第一。週に一回、おそらくひとコマが長くて六十分くらいのクラスであるが、その程度で、なにか成果が上がると期待するのは、まったく甘い。天才ならいざしらず、どだいそんな少ない訓練回数で、外国語が身につくわけがない。実は、こんなことはどの学校でもあることだが、こうした程度の訓練では上達するはずがない。

第二。六十分のうち、「自分の時間は十分くらい」という受け取り方そのものも、実は初めから誤りなのである。「先生が自分と対応してくださる時間だけが自分の時間である」という受け取り方では、自分の人生の時間の何たるかを弁えないことになる。

この佐和子さんは、一週七日のうち一日、そのまた二十四分の一である六十分の、またその六分の一の十分間だけが、英語学習クラスでの自分の時間だ、というふうにしかり理解していない。考え違いも甚だしい。まことに惜しい、残念至極。

クラスでは、他の生徒たちが先生とやり取りしているとき、その時間もまた自分の時間だと思つて、自分も一生懸命、集中して、そのやり取りを聴くのである。そうすると、大体同じような表現を、先生はどの生徒にも繰り返し話されるはず。自分の番ではなくとも、それを一所懸命に聴いていけば、同じ表現を、生徒が六人いれば六回繰り返し返し、自分の耳で聴くこととなる。LISTENTOなり。HEARにあらず。

LISTENTOは「聴く」で、こちらから音をつかみに行くこと。HEARは「聞える」で、自分の耳の穴に向こうから音が入ってくるだけである。昔は、職人が弟子入りすると、仕事のやり方を見ていて技を「盗め」といわれたという。この呼吸だ。

耳で聴いたら、頭に覚え込む。自分も含めて生徒の数だけ、集中して六回同じことを繰り返し返せば、少々の表現くらいは覚え込むことが可能。そして、クラスで習ったことを、家に帰ってから思い出し、手に書いて、口に出して、朗読しておさらいす

る。

クラスで、「自分の時間は十分間だけ」と諦める人は、他人が話している五十分間を取り逃がす人である。その間、気持ちは萎えてしまい、注意は散漫となり、結局自分の練習の時間にしていない。授業中の私語や居眠りなどはその現れである。また、逆に出しゃばって自分だけが先生を一人占めするのは、はしたない。公平というバランスが大事。

言葉の場合は、数学と違い、独学では正確な発音が習えないという弊害もあるが、独学ではすべてが自分自身の時間である。クラスでも、独学なのだと思います、そこに時々先生が来て正しい発音を示してくださるのだ、と受け取る。

そうすると、クラスの六十分間が丸々自分の時間となる。はじめの佐和子さんの学習法と比べると、少なくとも十分間の六倍、六十分間の学習ができるではないか。記者たるもの、このことを悟って、ここまで突っ込んで書けば、いつそうよい記事になったであろう。

これは架空の話ではない。こういう考えで人生の時間を使っていた人がいる。これは若いときの二宮尊徳金次郎の考え方であり、学習法であり、仕事の精神と方法である。尊徳は、隣家か

ら農具を借りるとき、なにもしないで農具のあくのを待つのは、天から自分に恵まれた徳・仕事能力を遊ばすこと (idle) であり申し訳け無いと、その間隣家の耕作を手伝った。すると鍬や鎌が早くあいて使わさしてもらえた。

これは子供の頃の体験であったが、相当高度の義務先行哲学が込められていた。後年、尊徳は次のように語っている。歴史を前に進めるものは人に倍して働く人々であろうか。

〈資料〉求める前に働け

貧乏人が飯にありつこうとするとき、農家に行つて、主人にむかい、「よくお手伝いしますから、まず飯を食わして下さい。」と言つても、主人は決して承知すまい。ところが、もし、「きょうはよいお天気で、田を耕すのもつてこいです。私はのろまですが、どうか手伝わせて下さい。」と言つて、ひとがどうあろうと構わず、力をつくして手伝いをすれば、主人は必ずお礼に飯や酒を出すに違いない。

これが自然の人情であつて、万事みなこのとおりである。いわゆる「己を捨てて人に従い」、「事を先にして得ることを後にすれば」、「天下服せざるものなし。」なのである。また、駕籠をやとった人が、途中で駕籠から降り、その上酒代までやれば、かごかきで有難がらないものはない。古語に、

「孝悌の至りは神明に通じ、」「思わずして得、」「為すことなくして成る。」⁽⁶⁾というのは、このことである。

(1) 書経、大禹謨篇。

(2) 論語、顔淵篇。

(3) 孝経「詩にいわく、西より東より南より北より、服せざるなし。」

(4) 孝経。

(5) 中庸、「誠は勉めずして中り、思わずして得。」

(6) 孟子、万章上篇、「為すことなくして為るものは天なり。」

(斎藤高行『二宮先生語録』(上) 佐々井典比古注訳、現代報徳全書五、八六〜八七ページ、ルビ追加。)

この英語学習についての記事を書いた新聞記者さんは、本の紹介だけでなく、根本たる人生の時間の使い方の方の哲学をもう少し改善しようと、こうした「提案」を書き添えて下さればよかった。考え方の転換によって、人生の密度は、何倍増えるか測り知れない。人類の歴史は壁を乗り越えるような、こうした智恵と集中力が創っていくのではないか。

日本人の外国・欧米崇拜とコンプレックスは、欧米語学習の不成功からきているともいえる。これは何とかして乗り越えなくてはなるまい。

実は思い起こせば、集中力を発揮した歴史上有名な人物を教

えてもらったことがある。一九六〇年代の昔のある日のこと。学生運動にも大学生協活動にも熱心であった情熱家の友人——今井賢一さん——が、語学の天才シュリーマン(一八二二—一八九〇)の自叙伝『古代への情熱』を読み終え、目を輝かせながらやってきて、その内容を話してくれたのであった。

シュリーマンとは、いわずと知れたドイツの人で考古学の英雄である。シュリーマンは、トロイ戦争の伝説に惹かれてそれがきつと実在するに違いない、発掘しようと夢に懸けた。まず初めに外国語を学びながら、商売をやって十分資金を蓄え、それから遺跡の発掘に没頭し、ついにトロイ戦争の実在とその場所とを確認した。遺跡といっても、またしても戦争であり争いの遺跡であるが、遠い昔の事ともなれば、悲惨の記録もロマンをかき立てる記憶となる。

私の友人は、シュリーマンの勉強ぶりを読んで発奮し、シュリーマンが実行した驚くべき暗記法を真似て、自分も語学を上達させようと思ひ立ったらしい。

シュリーマンは音と作と音につき、次のように述べている。

私は、あらゆる言語の習得を容易にする一方法を発見した。……

非常に多く音読すること、決して翻訳しないこと、毎日一時間をあてること、つねに興味ある対象について作文を書くこと、それを教師の指導によって訂正すること、前日直されたものを暗記して、つぎの時間に暗唱することである……

私はあらゆる瞬間を勉学のために利用した。まったく時を盗んだのである。

(シユリーマン『古代への情熱』岩波文庫、二五ページ、ゴチとルビ追加)

言語の学習では、やはり読み・書き・話すという三拍子の訓練が鉄則なのだろう。

友人から修得の成果については、報告を聞かなかったが、友人は筆者には及びもつかないほど非常にエネルギーッシュで、探究心旺盛、隣人愛に溢れた人生を送っているから、英語習得はともかく、シユリーマンから強い刺激を得たのであろう。

歴史は、漫然と日を送る人々によってではなく、真剣な営みをする人々によってこそ創造されるのであろう。

他方、かく言う私自身はといえば、その頃、自分の記憶力の限界を自覚していたから、はじめからそのような英雄的な企てには、挑戦しなかった。

しかし、人生では、尻込みばかりしては何物も身につか

ない。青年の特権は、夢を抱き、希望に燃え、失敗を恐れず冒険をすることにある。何でも踏み出して、やってみなければ出まっこない。クラーク先生の言われたように、

「Boys be ambitious」(青年よ、大志を抱け)

今でもこの英語だけは覚えている。人間のいのちの活動では、志と勇気の果す役割が決定的のようだ。

結局、友人は実業界に入り、私は大学の虚印となったから、互いの人生の方向は異なったが、シユリーマンの話が私にも発奮の材料になったことは事実である。だから、四十年近く経った今でも、このことを覚えているのであろう。

お陰で私は、海外の現地を歩いて調査を行い、そこから何かを学ぶという現場主義の重要性を知ったのである。そして、専門家の指導の下、東南アジアをはじめ海外調査に足を運ぶようになり、それなりの成果を上げることができた。今ではその機縁を作ってくれた知人たちに、とても感謝している。「臨床の知」というか、「現場の知」というか、そういうものの味をしめたわけである。(中村雄二郎『臨床の知』岩波書店)

シユリーマンの本は、個人の人生についての歴史記録であり伝記であるが、伝記の中の伝記、第一級の古典としての資格が十分に有る。歴史における古典というものは、いわば恵み豊か

な果樹の大木であり、樹下に集う者にさまざまな果実を用意してくれるのである。

私も、最近流行の「自分史」を高年の人々から贈って頂く歳柄になったが、歴史の一分野である個人の伝記はまことに味わいがある。

歴史を学べば、登場する天才や、英雄に出会う。しかし、またそういう飛び抜けた人でなくて、作家の藤沢周平さんが描くような、市井の名もないような人でも、その伝記はわれわれの心を鼓舞し、途方もない才能を開発させてくれることがある。あるいは逆に、無謀で失敗を繰り返しているような人を、苦難の中から救い出して穏当な所へと導き、人生の上での失望を軽くさせる、という効能もある。

ご存知のように、ダニエル・デフォー『ロビンソン・クルーソー』（岩波文庫）は、一面その背景は白人による植民地開拓時代の冒険航海ものではあるが、他面でこうした教訓を伝える深い内容を持っている。

若いロビンソン・クルーソーは、イギリス人で、父の警告を振り切って一旗あげようと遠洋航海に加わり、南米大陸の近海で難破し、三十年近くもその孤島で生き延びる。その間、孤独と恐怖に苛まれるが、神の呼びかけを聞くのである。

「汝、苦しき時に我が名を呼べ、我、汝を助けん」

これは、こけそうなときに人生を支える「杖の言葉」である。こうした信仰が、物語という心実の中に示されているわけだ。実はこれは、彼の父から手ほどきを受けていた『聖書』詩篇（五十章十五）の言葉であるから、父の念いが救ってくれたのであった。ロビンソン・クルーソーは、父に助けられた、といえる。

フィクションや物語もまた、心実であり、歴史を推進させるために欠かせぬ要素であろう。

日本人が昔から親しんできた仏教には、「同行二人」という言葉がある。弘法大師、空海さん（七七四〜八三五）が好まれた言葉というが、

「自分はいつも仏様と一緒に歩いている」

「仏様に見守られている」

というような意味だそうである。お遍路参りの合い言葉である。

司馬遼太郎さんに『空海の風景』という作品があるが、弘法大師・空海は、伝教大師・最澄（七六七〜八二二）と対立したという次第も描かれている。空海さんが、密教の奥義を書

いた書物を、最澄さんが貸して欲しいと申し入れたのに、それを貸さなかったところから、仲違いとなつたらしい。空海と最澄といえ、平安仏教の双壁であるが、そういう達人にしてなおかつ、えげつない心の狭い争いをするものであろうか。訝るほかない。

人間は、いくら偉くなつても、所詮、人間は人間であるから、仕方がない。歴史は、同じ宗教でさえ、宗派の分かれを生み出し、それが元で争いが起きる。神や仏は、なぜそういう状態を放置されるのだろうか。

思うに、物理学や生物学から見ると、宇宙は「分化と多様性を現す」ように設計されていて、生物だつて次々と種が分化し多様化する。何か一つに纏まりすぎるとよくないのであろうか。その当然の多様化、分化の様が、人間には「対立とか争い」というふうを受けとられるのに過ぎないのだろうか。対立し争うから、進化するのか。

それゆえに、対立や争いについて、「そんなものは絶対に無いに越したことはない」とあまりに神経質になるのも、どうかと思う。いのちは分化するように設計されているのかもしれない。われわれ人間としては、それをあるがままに受けとめればよいのかも知れぬ。

その分化とは、いわば歴史舞台の上での各人物・俳優への役割の配分であつて、シナリオ書きの神仏の意のままに、われわれ人間は対立したり仲良くなつたりする役割を演じているのである。われわれは、その役を無心に演じればよいのだろうか。

分化においては、個性の実現であつて、一本のハシゴの上で先を争い「ナンバーワン」を目指す競争もあるにはあるが、いろいろ異なるハシゴの上で「オンリーワン」を目指すものが多いのだ。一つの高峰しかない富士山型でなく、幾つもの山頂がある八ヶ岳型が、分化の基本型であらう。

ともかく、空海さんがお遍土参りを考案し、各地に広げられたことは、「民百姓」の心の修行にとつては深い影響を及ぼした一大イノベーションであつて、まさに「癒し」のコミュニティネットワークといえるであらう。

私は、実は子供の頃、小児ゼンソクがひどくてとても難儀し、三度くらい死に掛けた。それが治るようにと、祖父に連れられて「おへんどまいり」のお世話をしたことがある。空海さんの心によつて癒され救われたともいえる。歴史には、人を救うさまざまな伏線が潜められているのであろうか。

伝記とは、個人のいのちが主役を演じるときに記録であるが、それをよく読んで味わい知っているならば、人生が自分一

人の人生でなく、伝記の人物とともに歩む同行どうぎょうの人生となるのであり、二人分の力と知恵を持つことになるのである。考えてみると、われわれは幼い子供の頃に読んだ偉人伝によって、知らぬ間に深い影響を受けている。

歴史の効用は、このように伝記を読むことにも見出される。伝記を学ぶことは、人生の恵みを豊かにし、いのちを強化するのである。

そのとき、伝記には成功物語と失敗物語とがあるが、どちらでも、ともにプラスの効能こうのうを秘めていいる。成功物語だけが有益なものではない。歴史の編纂へんさんや教育では、成功物語だけ並べるのは御目出度おめでたい限りであって、無益である。失敗物語も活用次第で有益となるのである。

歴史を編集し、記録し、学ぶことの意義は、祖国への誇りほこを呼び起こすところであるが、プラスもマイナスも取り上げて、出来事の意味を探りさぐ、それを未来に向けて活用するところから、真に力強いものが得られる。

二 先人の成功体験を心のモデルにする

プラス思考のテキストは多いが、それらによると、人生では「あのときはうまくいった」という成功体験を思い出すことが

役に立つと言われる。苦しいとき、行き詰まったときには、かつて自分が、あるいは先人が失敗を重ね工夫を続けたのち、ついにうまくいったときの喜びの「気分」を思い出せばよい。そうするだけで、元氣を取り戻もどすことができる、と。

ただし、実際の方法は状況によって前の時と同じではあり得ないから、前に成功したのと同じ方法や形にこだわってはいけない。ただ、心は共通するから、心だけ思い出すのである。

「古人の跡あとを踏ふまず、古人の求めたところを求めよ」と。

ところが、思うということは、言葉を使つての頭脳内の行為である。人間の心は、言葉によって形を与えられ方向づけられるものだから、歴史を学ぶということは、特に先人の「有効でよい言葉」を発見することにある。よい歴史とは、よい言葉を豊富たぐわに蓄えた歴史だといえる。よい歴史学習とは、よい歴史からよい言葉を選んで学ぶことにある。

自分について、「つまらない人間だ」という言葉を心に持ち続ける人は、せっかく發揮できる能力でもできなくさせる。国民という集団でも同じことで、「われわれ国民はダメだ」「持たざる国だ」とばかり思うと、本当にダメになってしまう。

マイナスの言葉で自分を縛しばるからだ。いつも自分を閉とざす言葉を使い慣なれていれば、実際に自分を閉とざす結果になる。反対

に、自分にはすばらしいものが恵まれていると思ひ、絶えず自分にそのように語りかければ、すばらしい力が芽を出してくる。言葉は薬である。しかも、良薬にも毒薬にも麻薬にもなる。

ところで、歴史には「進歩」の問題がある。歴史の進歩とは何か、と。

歴史は人間の理想を追求する歩みだから、われわれはどうしても、昔より今になるほど進歩する、今に比べれば昔の人は劣っていた、と一面的に考えがちなのではないか。「何でも鑑定団」でなければ、昔の善き物などに、目をやらないのではな

いか。前に述べた「現在を絶対視する主義」である。単純素朴な進歩史観である。ここに落とし穴がある。そうした一面的な物の考え方、歴史観を転回すれば、過去の人々から学び、回天の力を發揮することができるとはならないか。一直線の進歩主義は、過去の先人の知恵を認めず、かえって道を誤らせるといえよう。

われわれは、「先人にはこんな考えを持ち、すばらしい事を行った人たちがおられた」と知ること、人生にとつてのモデルが与えられる。絶えず先人の体験のモデルを思い起こすことが、自分の能力を引き出す導きの糸となる。

「日本はつまらない国だ」と、祖国に対する懷疑ばかりを深

めるのでなく、慎重な態度で、「自国への価値づけ」を高めていくと、次の代を担う若者の心のエネルギーを高めることにつながる。そうした健全な日本づくりは、世界にとつても裨益するところが大きくなる。

自国の過去における先人たちの行為については、その苦勞を正當に見つめ、尊敬し、誇りに思わねばならない。不当な非難ばかりを投げつけ、積み重ねてはならない。特に国民の教育においては、要注意。

子供たちの心の内に、

「祖国の祖先たちは、誤りばかりを重ねたつまらない人間たちであった」という不審感を培養してはならぬ。その点を誤れば、祖先や大

人たちに対する若者たちの尊敬心を丸ごと失わせる。ひいては、「人間などダメ存在だ」というニヒリズムに引きずり込むこととなり、人生への希望も民族の可能性への期待も持てなくさせる。

私も小学校以来、そうした自虐史観の中に育ったが、どうもそうした自分の祖国を落としめる史観が、一面で日本国民の深層心理の中に、マイナスの気分とか空気を作ってきたのではないかと恐れる。

子供や若者は、大人たちに信頼が置けなくなると、自分を育てるモデルをどこにも見出せなくなる。

「守るべき祖国など無い」

「守るに値する国はどこにあるのか」

などという亡国の言葉さえ吐くようになる。私もそのように思ったことがある。

実際、自衛軍、国防軍を持つべきか否かの議論が盛んだったとき、こういう意見が「大人たち」の口から発せられた。祖国は祖国であり、祖国は守るべきものなのに、である。

世界の青年の意識調査をみると、祖国や将来の生活について、毎度、最も不満と不安を抱いているのは、日本の若者なのである。これは異常な社会心理ではないか。

一体、守るべき国家とは何だろうか。言い換えると、祖国、郷土、家とは。ある歴史家は、古代ギリシアのアイスキュロス（紀元前五二五〜紀元前四五六）という人物の有名な詩を引いておられる。

「いざ行け、ヘラスの子供たちよ。行きて祖国の自由を守れ。わが子、わが妻のために自由を守れ……」

ヘラスとはギリシア語でここでは、「祖国とは誰のための国家か」という問題が生じるというのである。古代ギリシアには、奴隷がおり、彼らは動物と同じであった、彼らには守るべ

き国家はなかったと、この歴史家はおっしゃる。（以上は、堀敏一『中国通史』講談社学術文庫、六〇〜六一ページを参照）しかし、「戦前の日本のような国家」は守るべき国家ではなかった、という方に短絡的に結論を引っぱっていくこともなからう。子供にとっては親、親たらずとも、親は親なり、ではないのか。

守るべき祖国とは、何もいわゆるアメリカ型の民主主義国家だけではない。戦前の日本も、国家としては、やはり守るべき国家であったのではないか。

日本が大東亜戦争に突入した経緯には、歴史の悲劇もあり、外交の拙劣さもあったが、当時、日本を負けさせるようにと、思っ努力するような愚か者は、日本国民の中にはスパイ以外によもや居らなかつただろう。

もちろん、「良心的兵役拒否」は認められるべきだが、止むを得ずいったん戦争に突入すれば、敵国のスパイならともかく、国民としては勝つことに挺身すべきであったろう。

そして、冷静な心となり、早く賢い和平に漕ぎつけるべきであったろう。

ともかく、どんな国家でも守るべきものはあるのではないか。「祖国」であり、「国民全体の生命」がそれである。「兵役

拒否」とは、それを守る方法についての選択の一つであろう。「私は、公民権を制限されても、兵役を拒否する。それが、国民全体のいのちを守るのに、より良い方法と考える」と。

日本の大東亜戦争・太平洋戦争に関して、一般国民は「いやながら戦争に動員された犠牲者であった」という見方もあるが、それに対しては、「そんなことはなかった」と当時を生きた正直な言論人からの反論もあることを付け加えておこう。戦時世代の一人、大熊信行『国家悪』（論創社、一九八一年）の主張がそれである。当時のマスコミが、どのようにネジレた記事を書いたか、載せたか、本書を読んでみられたい。

祖国を守るかどうかというほど大きな話でなくとも、歴史は、日常の生活にとっての知恵の宝庫である。守るべきもの、学ぶべきものは無尽蔵である。

なのに、日本では一九九〇年代よりこのかた、今日の日本では、不況だ、不況だという。そう言う人の「頭の中こそが不況」なのではないか。歴史に目をやれば、不況など乗り越える技術革新の材料はいくらでも発見できる。歴史の中にイノベーションの種子を発見しよう。歴史はゴミの山ではなく、資源の山なのである。

例えば、山形県東根市のある漬物会社では、創業者の横尾社長さんが変わっている。地域のお婆さんたちが漬けていた伝来の漬け方を尋ねて回り、添加物を使わない気のきいた味のよい漬物があると聞くと、それを製品にして全国向けに供給し、人々にその味を楽しんでもらっている。これは地方の歴史の知恵の発掘である。過去に向かうイノベーションである。今後もずっと、初心を忘れずに進んで欲しい。

東根市を中心とする一帯は、山形サクランボの一大産地だが、そういう産地づくりには必ず偉大な先達がいらっしゃる。つまり、故・佐藤栄助という方が、一九二二年に「佐藤錦」という品種を開発され、それが今でも最高級品となっている。一人の偉大な人物の創造性もたらす恵みには、驚嘆すべきものがあるのである。(http://www.katuru.jp/satonisiki.htm [「マ」を参照。])

歴史には、イノベーションの種子が、数多く眠っている。そして、イノベーションには、新しい「未来に向かうイノベーション」もあるが、過去の先人の宝を掘り起こす「歴史に向かうイノベーション」もあることを忘れないようにしたい。

三 歴史上の責任——真珠湾騙し討ちの問題——

歴史とは、いわば先人によるまたとない「人生実験」の積み重ねであるが、そこには成功だけでなく、失敗も必ず発生する。そして、その成功と失敗の意味づけは、時代毎に微妙に変化するものだから、冷静になって注意深く吟味しなくてはならない。

その時、過去をすべて鵜呑みにしたり、逆に過去をすべて断罪し「否定」し去つたりするような単純な歴史論では、有益な教訓は発見できない。

歴史を学ぶときの心掛は、先人の長所だけでなく、短所をも十分に知って、そのような短所を再び繰り返さないように注意することである。その上で長所を伸ばすことである。そのため、ある事件が起きたとき、その原因や条件、背景を分析し、それらの要因を組み変えて考えてみることである。これを思考実験という。

この心掛は、個人の生活では容易に理解できるし、ある程度、実行もできる。なのにわれわれには、ややもすると事が国家や民族となれば、話が違ってくる。

国家や民族というものはその考えが頑迷固陋で、反省をしな

いし、反省できない、という心性があるようだ。集団無意識が働くのであろうか。ここに、単に物事の失敗を調べるというだけにとどまらず、誰かについて失敗の責任を明らかにするといふ問題も浮上するのである。

次のように言うのは少々辛いのであるが、二十世紀の日本は歴史の責任をうまく解決できなかった、と私は思う。

日本では、特に大東亜戦争での軍部、政治家、各界のリーダーの欠陥や失敗をバランスよく反省することが、下手であった。「すばらしかった」か、あるいは「全くまずかった」かの、どちらか二者択一に偏る嫌いがある。

一九四五年の敗戦とともに、「一億総懺悔」（東久邇宮内閣）とは言ったが、その後どうするか、が問われなかった。そう思いたくはないが、日本文化には、反省が下手というDNAでも含まれているのだろうか。

特に、初めてのことであったから無理もないが、外国との戦いに敗れたときの反省と再出発への取り組みが「自力」で出来なかった。

日本は今も昔も、一國平和主義で無責任天国となる。「当事者への責任の追及」も曖昧である。済んだことはもうよい、水に流そう、と。責任問題は、どのように考え、対処すればよい

のか。

責任には、組織の責任と、その中で個人の責任とがある。いったい、軍の参謀本部に集まり国家の命運を揺さぶった血気盛んな人々（軍官僚）に対する責任追及は、どうであったのか。うやむやのままであったのか。

例えば、真珠湾（パールハーバー）攻撃での宣戦布告の遅れの問題をみよう。

ワシントンで、日本の宣戦布告の電文をアメリカに手渡すのが遅れた。祖国に未代までも「卑怯者日本」「騙し討ち日本」という汚名を着せ、今尚事ある毎に、アメリカ側をして「リメンバー・パールハーバー」と言わせる原因をつくった。それは、他でもない駐米大使館の外交官たちだったという。にもかかわらず、当事者の皆さんは、その後大いに出世なさったそうだ。

また「布告の伝達」の遅れという表面上の問題以前に、アメリカがなぜ厳しすぎる「ハル・ノート」を日本に突きつけたのか。そこにチャーチルの画策、蒋介石の企図、ローズヴェルトの狙い、というものが出合い、日本を悲劇の流れに投げ込んだのだ、という深い問題もある。

ただし、当時の軍部と外務省本省との画策により、わざと

布告の伝達が遅らされたのだ、という無気味な新説も出てきている。そうになると、事はさらに重大となる。一人の大使、一つの大使館、少数の外交官だけの責任問題を超えてくる。つまり、軍や外務省という行政機関の責任とはどういうものであるのか。その責任は誰が引受けるものか、である。

と、ここまで書いて来たところで、大変な事実が見つかった、という報告記事が現れた。それが「真実」ならば、大使館員たちの責任追及に関する私の右のような——従来の定説に基づく——主張は、修正しなければならないかもしれない。

まず、日本側からのアメリカへの宣戦布告——最後通牒つまり対米『覚書』——の手交・通告が遅れたことは、紛れもない歴史の「事実」（真実）である。

だがしかし、もっと突っ込んで、では日本からの宣戦布告の通知が「なぜ遅れたのか」という理由になると、必ずしも定説がなかった、という。最近も、新たな事実が発見されたとの衝撃的な報告が現れた。斎藤充則「真珠湾『騙し討ち』の新事実」という貴重な探求成果を参照されたい（『文芸春秋』二〇〇三年十二月号に掲載）。

斎藤氏によれば、新たに発見された事実とは、次のようである。

①日米交渉打ち切りの最後通牒をアメリカの國務長官ハル氏に手渡すのが遅延したのは、野村吉三郎大使の開戦当日（アメリカ時間、一九四一年十二月七日）の行動に、その直接の原因があった。

最後通牒は、外務省緊急電九〇七号において、「本件対米『覚書』ハ貴地時間七日午後一時ヲ期シ米側（成ル可ク國務長官）ニ貴大使ヨリ直接手交アリタシ」と、外務省から指令されたものであった。

②野村大使は、当日、陸軍主計大佐・新庄健吉氏の葬儀に出席しており、その出席が長引いて所期の「午後一時」を回り、その出席中に「真珠湾攻撃が行われた」というラジオ放送が聞かれた。大使は、葬儀が終了するや、すぐさま覚書をもって國務省に出向き、ハル國務長官に手渡したが、結果として時既に遅く、手交が予定より「一時間二十分」も遅延した。この遅延が、真珠湾攻撃は卑怯な騙し討ちだと、その後ずっと米國側に言わせるゆえんとなった。

③電文の解説と翻訳、正式文書にする作業が手間取ったからだ、という従来の定説は、このときの野村大使が葬儀に出席していたという「決定的事実」を見逃すことになっていた。野村大使がこの葬儀に出席していた、結果として米國務省訪問が遅

れた、という新発見の「事実」を、「出来事の流れ」の中に位置付けていなかった——新説はこう主張する。

④そこで、今後の研究の課題としては、次の諸点が残る。

一、まず、この新たに発見されたという事実が、どこまで本當の事実、つまり「真実」か。

二、次に、電文についての事務的な作業は大使館で既に完了していたのか。完了していたのに、それを國務省に持参し、ハル國務長官に手交するのが遅れたのは、専ら野村大使が午後一時を回っても葬儀に出席し続けたせいなのか。

三、または、電文についての作業も遅れており、大使は葬儀に出席しつつその作業の完了を待っていて、止むを得ず——あるいは承知の上で——出席が長引き、國務省行きが遅れたのか。

外務省側の公式の調査記録には、以上のような野村大使や大使館員の行動の経過——行動の時間順序とその心理内容——が正式に公表されていないといわれるが、外務省としてそれで済まされるのか。済まされないとすると、当時の外務省の行政上の責任はどう問われるのか。

歴史の真実の探究を、後世のわれわれは息むことなく続けよう。探求を怠れば、歴史的事件の責任解明と責任負担におい

て、取り返しのつかぬ過誤を犯すことになりかねない。場合によっては、誤った「真実」による心的外傷を引きずって苦しむことになる。これは、東アジア（中国）大陸上での日・華・共の軍事行動とその死傷被害についても求められる。

ただし、歴史という流れの上での責任の追及は、個人批判として終ってはならぬ。責任とは、誰でも組織の中で、その時その任務に就いていたならば、避けることのできない必然性があり、背負うべきものである。

故に責任といっても、問いは重なり合う。大きな歴史の川の流れがあり、その上に国家という船が浮かび、その船同士がぶつかる。その時、船を操縦する船長、各任務について働く乗組員と、それぞれの責任というものがある。

責任問題は、こうした「重なり合う要因」の絡み合いの中で解きほぐさねばならない。

情勢を大きく眺めると、当時、世界戦略上、どうもこういう背景があったようだ。イギリスのチャーチルは、アメリカに欧州戦線への参加を望み、南京の蒋介石は中国大陸で負けないため米英の支援が欲しかったのでチャーチルに頼み、チャーチルがアメリカ政府のハル国務長官に働きかけ、「ハルノート」で厳しい条件を要求するようにさせたらしい。

仮に、チャーチルや蒋介石の画策がなく、アメリカが欧州戦線に参戦しないという立場を続けていたとせよ。ハル国務長官が当初の予定通り、太平洋側の日本に緩い妥協策を示し、日本もアメリカから石油を輸出してもらうことができることになつていたとせよ。そして、日米開戦に踏み切らずに済んでいたならば、日本からの宣戦布告の遅延の問題は発生しなかった。日米間の衝突という悲劇も起こらず、責任問題も生み出されなかった。

しかし現実には、悲劇は起き、責任問題がくすぶることになる。

これは、神のなさる業であろうか。キリスト教では、カルヴァンがいったように、「神は、神ご自身の栄光を輝かすために、人類を使う」という信仰もある、という（マックス・ヴェーバー）。本居宣長は「まがごと」（悪い事）も神様のなさるわざなり、という。本当にそうであろうか。皆さんは、どのようにお考えであろうか。

さて、宣戦布告の問題に戻ろう。当時の国際法ではどうなっていたであろうか。

古い例としては、オランダのハーグで締結された「開戦二関スル条約」（一九〇七年）では、平和関係の安固を期するた

め、戦争開始には予告を必要とするとし、次のように規定する。(句読点及びルビ追加)

第一条 テイケツコク 締結国ハ、理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式、又ハ条件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル、明瞭且事前ノ通告ナクシテ、其ノ相互間ニ、戦争 (Hostilities) ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス

かつ、宣戦布告は、中立国に対しても、直ちに行われるべしとされた(第二条)。

もちろん、宣戦布告は、この条約を批准した少数の国のみ
に適用された約束事である。しかし、条約というものはしばしば破られる。開戦にあたり宣戦布告を行うべきであるという条件は、私が調べた限りでは、国際連盟規約(一九二〇年効力発生)でも、国際連合規約(一九四五年効力発生)でも、書かれてはいない。

当時の国際法上では、文章に書かれた「条約」というより、文書に書かれない「慣習法」として義務というより、いわば一種の「道義」として、宣戦布告が求められたというのであるうか。

アメリカのローズヴェルト大統領は、一九四一年、ハワイの真珠湾軍港が日本軍により攻撃された事件において、日本が宣戦布告を遅らせた、あるいは事実上行わなかった、ということ
を最大限利用した。そして、「卑怯者日本」という一大非難キャンペーンを行った。しかし、右の次第で、その非難には、国際法上の根拠はなかった、と反論する立場もあるようである。

日本の武士道では、闇討ちというような方法は卑怯なものであるとする価値観があり、正々堂々と、名乗りを上げて戦いを挑むというのが、道義に適うとされていた。しかし、闇討ちに合い、しかも討ち果されるのは、打たれる方が「弱い」か、あるいは「油断」がある、ということを証明するものとも受け取られた。

坂本龍馬を襲撃した暗殺は卑怯な行為であったが、惜しいかな龍馬の側にも油断があったといわねばならぬ。明治維新前の幕末期は、いわば革命的状況であり、テロは横行し、それだけ治安が乱れていたというべきか。

〈補論〉真珠湾問題は終わらず

—— 新たな事実群の発見と報道 ——

人類世界の歴史の記録、つまり「記録され確認された歴史」(history) というものは、科学の実験の繰り返しのように、幾

度も幾度も書き換えられて行くものようである。また、報道により新たに人々の記憶に刻み込まれる。

同じ事件に関する記録でも、何度も書き改められ、記憶も改められて行き、終わるところを知らないかのようである。そんな事件が、実際数多くある。ある時点での「こうだ」という判断は禁物。歴史の扱いは慎重でなければならないと、熟々、思う。

そのような歴史事件が、今また一つ、息を吹き返した。恰も活火山のように。「ニイタカヤマノボレ」という合言葉が示した活火山がそれである。現在では、学会の説で休火山はあるが、死火山という分類はなくなったそうである。人類の歴史に死火山はなし。

すなわち、ハワイ島にある真珠湾軍港（パールハーバー）への日本軍による攻撃の事件である。あれは、最後通告（宣戦布告）遅れの「騙まし討ち」であったとされる。このことは、今（二〇〇四年十二月七日現在）では、最早、覆すことのできない確定した歴史事実だということになっている、といってよからう。だが、既にケリがついた事実のようであっても、この事件そのものは決して死火山ではない。ときどき噴火を繰り返す。

昭和十六年、一九四一年の事件とは、随分遠い昔の出来事

ようである。そうではあっても、「騙まし討ち」ゆえに、わが祖国日本がそのような卑怯者の汚名を着せられるとは、皆さん、われわれは後生の者として、無念極まりないではないですか。そうは思われませんか。

恐らく騙まし討ちというこの事実が書き換えられることは、今後、未来永劫、あり得ないかもしれない——但し、宣戦布告は当時、それほど絶対的な国際儀礼であったのかどうか、検討の余地が残るのであるが。

兎にも角にも、日本国家は、一九四一年十二月八日現在、アメリカ国家に対しての不名誉な行爲を行った、と。そのように永遠の宇宙日記に書き残されることになるのか。

ここまでは、私自身、既にこのノートに書いた（二〇〇四年七月十二日記）。

歴史の出来事は、そしてそれについての研究というものは、終わらない。何が「真実」かという事実解明の仕事には、まだまだ完結しない素事が残るのである。

「なぜ、日本国外務省からアメリカ国務省に対する宣戦布告・最後通告書の伝達が、開戦後の時刻にずれ込んだのか。その原因・責任は、誰にあるのか。」

これには、二つの説がある。

(1) 在米大使館の怠慢にある。（従来の古くからの通説）

(2) いや、外務省本省の何らかの行為にある。在米大使館の怠慢に責任なし。(異説、もしくは新説)

この第二点において、平成十六年に、新説が相次いで現われ報道された。さらに追求すれば、外務省本省にそういう行為をさせた何者かが、どこかにいたのであるか。この事件の事実経過の確認には、未だ不明なところがあり、解明さずに残されている。事実・素実は、深い霧の闇に隠れているようである。

歴史は摩訶不思議、奥が深い。研究にも、報道にも、記憶にも慎重な考慮が必要。

新説とは、「遅れ」の原因は在米大使館の怠慢にあるのではなく、「軍と外務省」の工作にあるというものである。

この点は、既に紹介した『文芸春秋』(二〇〇三年十二月号)に発表の斎藤論文に関連して、私自身、法律学の恩師、諸橋襄(のぼる)先生(終戦時、枢密院書記官長をなさった方、その後、東京農業大学及び帝京大学の教授を歴任)の証言の一部に注目して、付言しておいたところである。

最後通告の遅延の原因については、「在米ワシントン大使館の怠慢にあり」という元からの通説が否定され、外務省本省の行為に原因があるとされる。そうした異説としては、既に、自

衛隊出身で軍事専門家である森清勇氏の『外務省の大罪 幻の宣戦布告』(かや書房、二〇〇一年)などが提出されている。

森氏のこの本はテーマのせいもあり、の記述は複雑で込み入っているが、要するに外務省は、本省の責任を回避するよう、外務省発表の記録では真実を糊塗しているのではないか、平成六年の「第十二回外交記録公開」(『外交資料館報』平成七年三月)でそうなっている。という指摘である(本書一七六ページ以下)。本書は、宣戦布告に関する条約の資料も含み有益である。

第一、井口武夫説

二〇〇四年十月十六日の日本国際政治学会で井口武夫(元ニュージーランド大使、尚美学園大学教授)が、軍と外務省本省の工作に遅延の原因が求められるとの説を提出した(産経新聞十月十七日朝刊の報道による、私自身は学会報告の原稿は未見)。

時日の経過を追えば、以下の通り。

①昭和十六年十二月七日(日本時間)午前〇一五〇

対米電文一三部までを、外務省本省が在米大使館宛に発

電完了（電文は全部で十四部存在した）。

②七日（日本時間）午前〇〇〇〇（アメリカ、ワシントン時間六日一〇〇〇）

ところが、東京電報局に、ローズヴェルト大統領から「昭和天皇宛の親電」が入る。

（※最後の「ハル・ノート」がこれである。なお、「ハル・ノート」において、米側が強硬意見に急変したのは、「コミンテルンからの回し者」の工作によるか、との意見もある。

このノートには、それまでの交渉中に見られた米側側の柔軟な態度から一転して、「仏印からの日本軍の即時全面撤退を求める」との強硬な内容が、新たに含まれていた。それは当時の日本側が到底呑めない無理なもので、米側がそれを突きつけ、どうしても日本をして開戦に踏み切らせたいからであったともいう。）

③七日（日本時間）午後一〇三〇

その大統領電報を、午後十時半に、日本が在日米大使館に配達。それまで十時間、日本がその電報を（電報局に？）留め置く。この十時間の間に、どうも日本側が「その電報を読んだ可能性」があるらしい（これが井

口氏の推測）。

これは、一体どうしたことであろうか。

④八日（日本時間）午前〇〇三〇

グルー大使が、東郷外相に大統領親電を手渡す。

⑤八日（日本時間）午前〇二〇〇～〇二三〇

首相官邸で東條首相と東郷外相とが協議。

⑥八日（日本時間）午前〇二五〇～〇三一五

天皇に東郷外相が大統領親電を奉呈。

⑦八日（日本時間）午前〇三一九（アメリカ、ワシントン時間七日午後一三一九、ハワイ時間七日午前〇八一九）

真珠湾攻撃命令下る。

⑧八日（日本時間）午前〇四二〇（アメリカ、ワシントン時間七日午後一四二〇、ハワイ時間七日午前〇九二〇）

攻撃開始から一時間過ぎて、野村大使らが、米国のハル国務長官に、日本側の最後通告を手渡す。

第二、塩崎博明説

ところが再び、肝腎要の「確定されたかのような事実」が覆くつがえされる別の新証拠が発見された、という報道が行われた。私が最初に読んだのは、二〇〇四年十二月五日の産経新聞の報道。そして徳島版の朝日新聞（十二月九日版）でも、報道された。

歴史の解明は、さまざまな情報の間の反応を通じて行われるものである。責任のある報道というものの大切さ。

①問題の陸軍駐在武官、主計大佐・新庄健吉氏の葬儀は、アメリカ時間で十二月七日の午後一五〇〇に始まったのであったが、野村、来栖、両方の大使が、葬儀に出席していた既報の「斎藤論文」（『文芸春秋』）という事実はない。当時の新庄氏のご遺族が、「両大使は、葬儀に出席してはいなかった」ということを物語る証拠を所持していた、というのである。

②この点について、長崎純心大学の塩崎博明教授によると、新庄氏のご遺族の手元には、当時の葬儀を引き受けたアメリカの葬儀社ハインズ・カンパニーの出席者名簿には、両大使の名前が見出されない。

（※これにより、葬儀出席原因説は一応消えた。では、そ

の頃、両大使は何処にいて何をしておられたのか、葬儀が行われた教会以外の他所で、遅れに係わる原因になるようなことをしていたのか、という新たな疑問を生じる。）

③ただし、日本側が開戦日に葬儀を行うこととし、もしも両大使も出席する予定であったということならば、両大使が開戦の予定を知らされていなかったからだ、という可能性も在る、と塩崎教授は述べる。だが、予定を知らされていなかった、などということがあり得ようか。

（※しかしさらに、開戦予定の日は知らされてはいたが、最期通告の予定時刻の午後二時・開戦直前の時刻におお、翻訳とタイプ打ちなど、通告のための大使館側の準備作業が引き続き行われ遅れていた。それでやむを得ずアメリカ国務省への最期通告が遅れた、という可能性があるかもしれない。）

第三、茶園義男説

①昭和史研究家の茶園義男氏——平成昭和研究所所長、米パシフィックウエスタン大学名誉教授（小松島市在住）、『大東亜戦争俘虜関係外交文書集成』（不二出版）など一連の戦争裁判関係資料の体系的記録化に長年優れた業績を上げてきた方——の新説が発表された。

この新説は、事実の流れに位置づけると、井口説で問題とされた「十時間」が意味する秘密に関連するのだが、茶園氏の説の主眼点は外務省の当時の本省の怠慢とか責任とかの指摘ではない。

「大量の修正が急遽本省から大使館に送られたという事実、その修正が外務省の歴史資料に記録されている」という事実の確認のみである。

①すなわち茶園氏は、日本の外務省本省から元の電文十四部すべてが送られたが、すぐに追っかけて、英文で六百五十字にも及ぶ訂正文が、特に第十四部に關して、駐米大使館に送られたことが判明したとされる。茶園氏によると、どうも、それで通告文全体を調整してタイプ打ちするのに手間がかかり、米側への手渡しが開戦後にずれ込んだらしい、というのが当時の事実関係かもしれない、とするのである。

②ただし、今回の茶園氏発表の新設の眼目は、「現在平成の外務省」の行為に疑問を呈することにのみある。「当時」の外務省本省からの修正電報に関する記録を「現在」の外務省本省が正式の情報公開記録たる報告書に乗せていない、と(二〇〇四年十二月九日、朝日新聞、徳島版朝

刊)。念のために。

(※これは、問いを限定し、今は責任論の深みには入らず、憶測を回避する態度であり、真に慎重な研究手続きである。)

③茶園氏の事実確認によると、「現在の外務省」は、平成六年十一月二十日公表の外交記録『昭和十六年十二月七日対米覚書伝達遅延事情に関する記録』(以下『記録』という)で、「大量の電報変更があった」ことを述べていない。

『記録』にはアメリカ国務省に手渡された最終電報のみが記録されている。だが、外務資料館の保存する記録には、日本時間で昭和十六年十二月七日に一度送られた電報(特に全部で十四の部からなる)を手書きで書き入れた記録が存在する。

(※これは言外に、「通告遅延の理由の一つ」を推測させる事実ではあるだろう。)

従来、「専ら在米大使館にのみ遅延の責任があった」ということに結論されてきたが、『記録』では、本省からのそうした大量修正が遅れの原因か、という事実関係とその影響が触れられず、それは外務省による一種の事実記録の隠蔽ではないか、と言われるのである。

結局、先に触れたように、これまで最期通告遅れの事実経過については、次の説が出された事になる。

(1) 前日行われた大使館員の送別会のせいで七日（アメリカ、ワシントン時間）の館員の出勤が遅れ、電報のタイプ打ちが遅れが生じた。ここから、元の通説いわば大使館責任説となる。

(2) 大使が前述の葬儀に出席していたのではないか（二〇〇四年、『文芸春秋』記載の斉藤氏の新説）。

(3) 井口説では、米国からの電報を日本側が開けて読んで、検討した上で、グルー大使に配達した形跡がある。

(4) 茶園説では、大量の修正電報の記録の存在と、「現在の外務省」の記録改竄という問題性が、指摘される。

今回の井口説では、日本側が、親書（通信）の秘密を犯す行為を行ったということになり、重大問題であろう。米国による①電報の傍受、②暗号解読、③日本を開戦に引き込まんとするローズヴェルト大統領・米政府の謀略（これは正当なスパイ行為か）とともに、再検討されるべき箇所である。

また、米國務省への最後通告手渡しが遅延については、茶園説は新たに、外務省本省からの電報に関する「訂正電報」がその遅れの原因の一つとなったかもしれないのに、その大量修正

の事実が、平成六年十一月二十日、外務省発表の外交文書報告、前述の『記録』では掲載されていない、「改竄」された、とするのである。

（茶園氏編集『平成昭和情報』第一九号、二〇〇四年十二月一日。以上の点について、茶園氏は、筆者の質問に親切に応じて、貴重な資料を送りくださった。ここに記して篤く感謝する次第である。）

（※やや憶測を逞しくすれば、開戦通告は遅らせた方がよいというような軍部の意向に押し切られ、政府・外務省が明らかに手渡しが遅れるような、そういう大量訂正文の送付を行ったのか。それが原因で手渡すのが遅れたのか、どうか。

同時に、アメリカ側からのハル・ノートの書き換えが急迫したものであり、かつ内容は無理な要求であった、ということも決して忘れてはならない。

また、野村、来栖、兩名の大使は、遅れとなる作業のとき、何処で、何をしておられたのか。電報についての作業の遅れが最後通告手渡しの遅れの原因であったのか。この点の別々の確認が、これからの研究ではさらに必要となるだろう。）

以上の（※）は永安の問いである。

このような問題の解明には、まだまだ時と汗とが必要である

う。日本側の最後通告の遅れについては、その重大理由と見做してよいと思われた両大使の葬儀出席の事実がなかったことになった（新庄家ご遺族の資料と塩崎氏の研究）。しかし、記帳サインのあるなしによればである。サインがなくとも出席していた、ということはあるに得ないのか。そのときの通告遅れの理由（茶園研究の示す大量の修正電報送付の事実とその理由）を解明するという仕事は、殆ど振り出しに戻ったことになる。

果たして、真実はいずれに隠れているのか。

生の事実そのものというより、「記録されるもの」という意味での歴史は、実際に起きた真実とどのように係わるのか。この日の朝刊でこの新事実を報道したのは、全国紙では少なかつた。読者・国民は、この奇襲問題に特別の関心がなければ、意図的に無視するか、情報に気づかないか。

私は、常日頃、内外の多くの新聞を読むから、新聞の偉大な役割に感服している者なのだが、新聞毎に報道のあるなしがあり、複雑な気持ちが続く。

われわれは、今回の新たな資料発見と外務省の情報処理との両方において、もっと大胆に「新たな問い」を立て直してみる価値もあるのではないか。

すなわち、最後通告・宣戦布告無しの開戦が、それほど不名

誉、違法なことであるのか。戦争というものにおいては、最後通告・宣戦布告は、当時の戦争道義上、絶対に不可欠なことであつたのか。通告・布告を行わなければ、果たしてどこまで「卑怯な騙まし討ち」であつたのか。

実は、既にアメリカ軍は、蒋介石軍のために、義勇軍として正規軍を支援に参加させ、日本軍への攻撃を宣戦布告無しに行っていた、という節（ふし）がある。これは注目すべき点なのである。いや、公共周和のことであつた。ハーグ条約に関係づけて、これは確認すべき点である。信長の桶狭間の奇襲ではないが、相手の意表をつく電撃奇襲戦法は兵法の常である。二十世紀、その民族の子孫である中国共産党の得意とする戦法でもあつた。（なお、蒋介石氏は、日本側と突っ込んで戦争するつもりはなく、中国共産党が蒋介石側にけしかけたという説もある。そうなると、まことに高等な戦略ではある。）

国際道徳は、当時水準が低かつた。今でさえ、原子力潜水艦が隣国の領海を堂々と侵犯しておいて、「遺憾である」くらいの謝罪になら言辞で済みます国があり、それを有耶無耶に許す国が存在するのである。

殆どの戦争というものの事実経過は、スポーツと異なり、すべからく騙まし討ちの連続ではないのか。開戦のときだけに

は、事前の精確な宣戦布告が求められるものなのか。

宣戦布告はともかく、現在でも途中の戦いでは、相手の裏をかく戦略の連続ではないのか、人類の、それが一面ではないのか。

いや、ついつい不用意に、筆が脇道に逸れた。これは、事実関係を解明する歴史研究家の仕事というより、価値観も問題にすべき国際政治研究家の仕事の範囲に属することであろう。

だが、既に記したことであるけれども、実際、一九四一年当時、宣戦布告を絶対必要と定めた明白かつ有効な国際条約は存在しなかったのである。ただ「ハーグ条約」なるものが存在していたが、しかしどこまで実効的であったかは別問題。この事実確認は、やはり歴史家の仕事である。それを超えた問題は、国際関係における戦争の価値観のそれであろう。以上、一連の報道に接し、追加して記録しておきたい。(二〇〇五・一・一、記)

四 責任問題の問い方の知恵

もつとも、責任問題は後向きうしろむの問いであり、こだわり過ぎると歴史は前に進まない。

責任の問い方が肝心だ。

戦争責任の問題では、そもそも、「そんなものは初めから存在しない」という考えもある。敗れたのは、どうにも左右できない宿命しゆくめいであって、仕方が無いことだった、「勝敗は時の運うん」というではないか、自分の意志でどうにもできないことには、責任問題は生じようがない、と。

また、負けたら責任が生じ、勝てば官軍で責任問題は生じないのか。責任を負うのは負けたとき負けた者だけか。または国全体としては負けなくとも、例えばミッドウェー敗戦のように、部分の戦いにおいて何らかの大失敗をした場合、その件に關してのみでも、責任は生じるものなのか。

戦争全体には最終的に勝利しても、大将が作戦下手で、あるいは敵の攻撃が予想外に激しく、部下をたくさん死なせた。そういう場合には、責任問題は生じるのか、生じないのか。生じるとすれば、誰に対する責任か。責任は、誰に対して、誰が問うのか。

戦争を例にとれば、責任問題というものは、次のような場合に、当事者・指揮官において発生する。

①人々から期待される価値——勝利・戦果——が実現されなかったとき、例えば国家間の戦いに負けたとき。

②あるいは、最終的に勝つには勝つたにしても、不十分な勝

ち方であり、戦果と比べ人的、物的に犠牲が余りにも大きすぎた場合。

③当事者間での勝敗に関係なく、人類や市民にとって、人的、物的な価値の損害を与えた場合。例えば、戦争によって大量の放射能を地球にばらまくなど。

日露戦争の際に、二〇三高地の攻略で多数の犠牲者を出したという結果に関する、指揮官・乃木希典大将の責任はどうか。

一九四五年八月十五日、日本がついに大東亜戦争に——対米の局面で——負けたとき、誰が、誰に対して、どのように責任を取るべきであったのか。また、日中戦の局面で泥沼に陥った責任はどうか。

フィリピンのレイテ沖海戦で、最高司令官の栗田中将は、何と艦隊を途中で引き返させ、敵を潰さないうで逃げ帰ったと伝えられるが、事実であるか、その責任は、どのように取られたのか（大岡昇平『レイテ戦記』中公文庫、戸部良一『失敗の本質』ダイヤモンド社）。

沖繩戦で大量の犠牲者が出たことについては、どうか。

一般的にいえば、われわれが自分で自己への責任を取る方法としては、次のものがある。

謝罪すること

弁償すること

地位を退くこと

身を引くことは、その地位に関して、いわば「自己を殺すこと」である。これは元長崎屋社長、岩田文明氏の言葉である。極端な場合には、武士の切腹のように、この世での自分の生命を自ら断つこともある。敗戦の時に、「自決」を断行された職業軍人の方々は少なくない。

しかし、むしろそれ以上に大切なことがあるのではないか。今の地位に留まり、一層働き続け、その地位を求める任務を努め尽くすことによって、自分がかかわったマイナスの出来事の罪を、贖うことである。それを済ませてから身を引く。

こう考えると、戦争に敗れたときには、指導者が責任を取ることは、どうということになるのだろうか。

責任とは、英語ではレスポンシビリティ (responsibility) であり、応答する (レスポンス) という意味である。日本語でも同様であって、国家社会や組織からある地位について為すことを期待された役割・働きに応じることである。社会が、あるいは契約し約束した当事者が、他から当然期待される役目であり、それを遂行することである。

だから、「責任を果たす方法」は、まずその職に留まって、約束しあるいは期待された職務を完遂かんすいすることである。

日本の世間では、責任せきにんを取るといふときには、職に留まらずすぐさま辞職じしょくすることだ、というのが通り相場であるが、それが良いとは言えない。

もちろん、無能であるときは辞職すること——いわば「自己を殺すこと」——が当然だが、無能でないときには、ある期間、職に留まって失われた価値を回復するように努力をするか、あるいは新しい価値を作りだして、失われた価値を補充ほじゅうする、ということもある。これを「原状回復」といって、罪を償つみうことの内容である。

辞める、辞めさせる、ばかりが能ではないのである。辞めれば本人は楽になるが、それでは事が済すまない。

責任を取るとは、当人に能力（competency）がなければ致し方ないが、有る限りは、やはりしばらく辞めずにその職責しよくせきを全うまっとうすることでなければならぬ。

ビジネス・エシックスつまり企業倫理の例を述べると、先年、雪印乳業——メグミルクはその後身——で古くなった牛乳を使うという不正が発覚した。そのとき、その会社の社長さんが、新聞記者から「われわれは昨晚寝ないで詰つめているの

です、どうしたことですか」というように詰め寄られ、「私も寝ていないのです」と咄嗟とつさにこたえて、ついに辞任する結果となった。

咄嗟とつさの事件発生で戸惑とまどっておられたのではあるが、もう少し答え方があるだろうにと、私はテレビでそれ見ていて感じた。日本ハムの不祥事ふしょうじでも、またスーパー西友の払い戻し事件でも、さらにもっと危険な茨城県東海村の原子力燃料処理やママ関東電力の原発事故の場合にも、対応たいおうの仕方しかたに問題があった。

様々な事件にどう対処するか、仮想例かそうれいをもっともつと研究していくべきであろう。その際、トップの職責しよくせきとは、厳しいものである。はしたない表現をすれば、高給を取る、高級車に乗る、秘書がつく、ということとは、それだけ責任も大きいということなのであろう。かく言う私自身も、他人事だと、軽い気持ちではおれない。

フィリピンのルソン島で日本軍に敗れ、いったん敗走したマッカーサーは、解任げにんされず、再び反攻して来て日本軍を敗り、フィリピンを取り戻した。

日露戦争の二〇三高地で失敗（？）を重ねた乃木大将は、明治天皇が責任を問うことなく寛大かんだいに処遇しよくぐうされたお陰で、後に殉死じゆんしするまで、国家に対し多大こうけんの貢献を行い、殉死後、乃木

神社に祀まつられた。内外ともに、このような例は少なくない。(戦争には捕虜はつきもの、その扱いについては正しい情報に基づいて責任を論ずべし。三好誠『戦争プロパガンダの嘘を暴く』展転社、参照。)

会社などの場合より、いのちをかける任務たる戦争では、責任を巡る人と事柄との関係については、どうしても考えるべきことがある。生死の考え方である。

鈴木大拙先生(一八七〇〜一九六六)といえは、外国滞在も長く、仏教の海外への紹介でも多大な功績を遺された方であり、西田幾多郎先生(一八七〇〜一九四五)と終生の交友を続けられた高名な方である。敗戦のすぐ後に、日本人の戦争観と欧米人のそれとを比較して、次のように述べておられる。

欧米人の戦争観は日本人のと違う。日本では人を戦争の主体として居るが、前者に在りては戦争は力の抗争である。それ故、力が尽きれば降参して、お互いに無益の流血を避ける。弾薬も尽きて、抵抗力がなくなれば、降参する、これは名譽の降参である。弾丸もあり、弾薬もあり、身体にも何らの傷を負うことのないのに降参するは、卑怯の所以である。日本人の戦争は力の争いでなくて人の争いであるから、どんなことがあっても降参せず自殺し

てしまう。それが名譽の戦死だということになる。(中略)

日本人は、敵を悪むべきものの、「鬼畜」の類だと見る。それ故、降参すれば向こうのものは自分を殺すにきまつて居る、敵の手でいじめられて死ぬより、自分の手で死ぬのがよい、と感情の上で判断する……。

それで、戦時における捕虜の取り扱いについては特別の規則が作られてある、人格の尊重が説かれるのである。日本人は人を相手とするのであるが、不思議に人格を無視しても構わないということにして居る。降参という事象に対する東西の物の考え方の相違がこんな処から出る。

(鈴木大拙『新編東洋的な見方』岩波文庫、二八八〜八九ページ、改行、ゴチ、ルビ追加。)

この文章は、一九四五年十二月、つまり大東亜戦争の敗戦直後、四ヶ月という「特別の時」に書かれた。捕虜虐待の罪によって、日本の多くの軍人がアジア各地でB・C級戦犯に問われようとしていた時代でもあった。確かにこの文章は、ある意味で急所を衝いているかに思われる。だが、悲しいかな、占領という異常時に、一流の知識人といえどもいかに頭が冷静で

なくなるかを、この文は示しているのだ。

人間を中心に考えるかどうかという点では、大拙先生の降参論は正確ではないか。それどころか誤っている。先生の論でいくと、アメリカは人格を尊重する筈だったのに、日本の都市に対して無差別爆撃を行い、非戦闘員を巻き込み、あまつさえ二度も原爆を投下した。

日本による捕虜虐待も国際法違反であるが、アメリカによる無差別爆撃も同様に違反ではないのか。アメリカ側もまた、この点では人間——人格はいざ知らず——を中心に考えて居なかったのではないか。人間を人格でなく、物体と考えていたのではないか。降参と捕虜のみで、日米比較を論じては不十分だ。

日本側のみが残忍な行為を物ともしなかったというのは、全然、事実と反する。長くなるが、次を引用させて頂こう。

チャールズ・リンドバーグといえば、一九二七年（昭和二年）に大西洋横断の単独初飛行を成し遂げたことで有名ですが、彼がまた、合衆国の参戦に強く反対して時の大統領ルーズベルトと対立した反戦運動のリーダーだったことは、日本ではあまり知られていない事実です。そのリンド

バーグの書いた『リンドバーグ第二次大戦日記』は、南太平洋の激戦地で実際に前線を視察しながら書かれたものですが、米兵の日本軍に対する戦いぶりを、次のように痛烈に批判しています。

（一九四四年（昭和19年）七月十三日

（中略）話が日本軍とわが軍が犯す残忍虐待行為に及んだ。

わが軍の一部兵士が日本人捕虜を拷問し、日本軍に劣るぬ残忍な蛮行をやっていることも容認された。わが軍の将兵は日本軍の捕虜や投降者を射殺することしか念頭にない。日本人を動物以下に取り扱い、それらの行為が大方から大目に見られているのである。われわれは文明のために戦っているのだと主張されている。ところが、太平洋における戦争をこの眼で見れば見るほど、われわれには文明人を主張せねばならぬ理由がいよいよ無くなるように思う。事実、この点に關するわれわれの成績が日本人のそれより遙かに高いという確信は持てないのだ。

「日本軍の捕虜や投降者を射殺する」ことは、明白な国際法違反です。八月三十日の日記にも、リンドバーグは次のように書いています。「敵を悉く殺し、捕虜にはしないというのが一般的な空気だった。捕虜をとった場合でも、

一列に並べ、英語を話せる者はいないかと質問する。英語を話せる者は尋問を受けるために連行され、あとの連中は『一人も捕虜にされなかった』、つまり全員射殺された、というのです。

戦後、連合国側は日本軍による捕虜虐待を頻りと問題にし（例えばバターン「死の行進」、多くのB・C級戦犯がその罪に問われて処刑されましたが、これらも元はといえれば日本側が国際法に忠実に則って、大量に投降してくる敵兵を捕虜にしたからこそ生じた問題です。日本側にも多くの落ち度があったことは認めるとしても、捕虜や投降は一切認めようとせず、全員射殺してしまうアメリカのやり方と、果たしてどちらが残酷だというのでしょうか。

リンドバーグは良心の鋭い人でしたから、この点で煩悶せずにはおれなかったのです。

〈同年七月二十一日

今朝、ビアク島の断崖にたてこもる日本軍の強力な拠点に再度の攻撃を加えることになった。（中略）もう何週間も、二百五十名から七百名の間と推定されるいわば一握りの日本軍は圧倒的な強敵に対して、また充分に補給された火器が撃てる限りの猛砲撃にも、その拠

点を固守し続けてきたのだ。

仮に攻守とくろを変えて、わが方の部隊がかくも勇敢に立派に拠点を固守したのであれば、この防衛戦はわが国の歴史上、不撓不屈と勇氣と犠牲的精神との最も光榮ある実例の一つとして記録されたに相違ない。

が、安全でかなり贅沢な将校クラブに座しながら、これらの日本軍を「黄色いやつばら」と表現するアメリカ軍将校の言に耳を傾けねばならないのである。彼らの欲求は日本兵を無慈悲に、むごたらしく皆殺しにすることなのだ。オウイ島に来て以来、敵に対する畏敬の言葉も同情の言葉も聞いた覚えは全くない。

自分が最も気にしているのは、わが将兵の側にある殺戮の欲望ではない。それは戦争に固有なものである。問題は敵の尊敬に値する特質にさえ敬意を払う心を欠いていることだ。（中略）

われわれには勇敢な行為であっても、彼らがそれを示すと狂信的な行為ということになる。われわれは声も限りに彼らの残酷行為をいちいち数え立てるが、その一方では自らの残酷行為を包み隠し、ただ単なる報復措置として大目に見ようとする。〉

(名越二荒之助『世界から見た大東亜戦争』展転社、三七〇〜七二二ページ、改行、ルビ追加。こういう歴史の証言をまったく知らずに育ってきた。)

ドイツ・ナチスのユダヤ人虐殺は、「ホロコースト」(Holocaust)とこう。ホロコーストとは、もとはユダヤ教において、

「神に犠牲ぎせいのいのちを捧たかげること」

「いけにえの動物を丸焼きにして神に捧たかげること」

を意味した。ナチスの行為は人間を動物として抹殺まっさつしたに等しい。死体から脂あぶらを取って石鹼せっけんや蠟燭ろうそくの原料にしたなどである。

それも東洋でなく、真正正銘しんしょうしんしょうめいの西洋白人の一種、ドイツ人による、準白人たるユダヤ人に対しての行為であつたではないか。ソ連のスターリン軍による、日本軍人と一般人の大量拘留たうりゅうの例もある。降参の仕方と捕虜あつかの扱い方かただけで、人格を尊重するかどうかを判断してはならぬ。

大拙先生は、東洋は人中心に考えないが西洋は考える、といわれるが、全く誤った対比であり独断である。どの点で東洋はどうかなのか、どの点で西洋はどうかなのか、事柄に応じて正確に点検すべきなのだ。

しかも、東洋イコール日本、ではあるまい。東洋には東南アジアも、朝鮮半島も、中国も、インドも、パキスタンもあ

る。それに、変な形でアジアはシベリアに侵入しているのだが、ウラル山脈以东のロシア人たちまでも地理的には東洋に含まれる。東西論で十把一絡じしほひとからげに分けられないのではないか。

元々、東洋か西洋か、という区分そのものが正確でない。東アジア(中国)大陸の人はどうであつたか。朝鮮半島の人はどうであつたか。東南アジア、インド亜大陸では。……

東洋といってもいろいろある。近代日本には、明治以後これまで、東洋対西洋という二分法を安易に使い過ぎる世代があつた。

鈴木先生ご自身、この同じ本で、「あれかこれか」といった二分法思考にぶんほうしこうの落し穴に注意を促うながしているというのである(一六六ページ以下)。

戦争という非常事態では、人間の心の奥底おくぞこに潜ひそむ心理が顔を出してくる。戦争に関する観念の違ちがいが、幾つも無用の文化摩擦まを生み出したようだ。英軍による日本人捕虜の扱いの「ひとさ」は、会田雄次(京大名誉教授)『アーロン収容所』にも描かれてい

たしかに、捕虜に関する考え方の違いは、大東亜戦争・太平洋戦争で、日本人と欧米人とで、随分と異なつたものであつた

ようである。この考え方の相異から、「欧米側の捕虜を虐待した」というので、東南アジア地域でB・C級戦犯にあげられた日本側の若い兵隊さんは多かつたのではないか。

中には、栄養になるからと思つて欧米側の捕虜に、わざわざゴボウを料理して食べさせたところ、戦争が終わつて、「われわれに木の根っこを食わせた」と捕虜虐待の罪に問われたという場合もあつたらしい。

しかし、鈴木大拙先生の言われるように、日本兵は捕虜になることを嫌つたが、連合国側の兵は捕虜になることを嫌わなかつた、というのは傾向として事実であつたか。

ただし、それだけでない。日本兵は、捕まえらえると「すすんで対敵協力をする」というのに、アメリカ側はびつくりしたという。欧米の兵は捕虜になることは「一切が終わつたことになる」のでなく、隙あらば脱走し味方の方に戻つて反撃したいと思ひ続けた、という。この違いは『菊と刀』でルース・ベネディクト女史が力説する所であるが、他にも同様の報告はある。(鯖田豊之『戦争と人間の風土』新潮社、二八ページ以下。)

この日本国民の潔さの性質——武士道により培養されたものか——が、天皇への信頼・忠誠と結合して、マッカーサーによる占領と改革をゲリラもなく、反抗もなく、スムーズに成功

させた根本の要因であつたといえよう。

今から半世紀前までの、われわれの先人・戦中戦前世代の心理的特質は、どのように理解すればよいのだろうか。三尺流れると水は清くなり、罪とか恨みもすぐに洗い清められる、とそう思つた者は——相手はどうかは問はず——自分自身の心が清々する。

これは日本人の一種の潔さではあるが、それを外国の人々に期待することはできない。戦争責任論がなかなか終わらないことも、靖国論争が——ただし、これは対米英というより対東アジアの問題である——延々と繰り返されるのも、潔さの質が、各国の国民精神毎に違うからであろう。われわれは、自分の心理が、相手側にも簡単に当てはまる、と即断してはならない。この違いに、いか対処するかは大問題だ。

結局、歴史の事柄についての議論では、特に異なる文化との比較においては、「過剰な一般化」をしないように注意し、思考を抑制しなければならぬ。われわれは、すべての人々を見ることができないのだから。

このノートで私もやっているのだが、日本人は、アメリカ人は、東洋は、西洋は、というような言い方をするときには、それなりに要注意である。

われわれは、自分の歴史議論を、謙虚に限定すべきであろう。「私がいま言及している人々や事柄についてのみ、私の結論は当てはまる、それ以外の人や物事についてはどうか分からない」

有限の事実のみを取り出して、その有限から無限の物語を捏造してはなるまい。

問題は、考古学での捏造だけではないのである。文化論にも捏造や空想が交じることが大いにあるのである。素実と、真実と、心実と、この三実を、しっかり区別しなければならぬ。

だいたい、敗戦とか終戦といった大激変の時の異常気分の中で書かれたもの、発言されたものには、要注意である。

万事、歴史から学ぶのは、少し時を置いて感情が治まってからにする。これも、学ぶための方法上の智慧といえるのではないか。「しばらく間を空けた後知恵」がよいのである。

五 特攻戦略での責任問題

私の田舎の集落には、全部で農家十一軒のうち、戦死者を出した家が五軒もある。その中に若き特別攻撃隊員として散華された方も居られる。

日本軍では、ある人々が、戦況不利の昭和十九年に、特別

攻撃隊、いわゆる「特攻」という戦術を考案して実行に移し、多くの若者を死に至らしめた。この戦術に対する評価と責任は、どのように考えるべきであろうか。(特攻の記録は夥しいが、海軍兵学校出身で特攻に詳しい、金子敏夫『神風特攻の記録』光人社、が参考になる。)

第一には、冷静にみて、この戦術は、大東亜戦争の「全体としての勝敗」にどれだけ貢献したか、という点からの採点を行うべきである。あらゆる戦略、あらゆる戦術は、何より大局的に、勝利するという最終目的の観点から吟味すべきである。あるいは、もっと高い水準を求めるならば、どれだけ人間性に合致しているか、を判断すべきだろう。

この観点から採点すると、こういえるのではないか。つまり、特攻は、初期には敵アメリカ軍を驚愕させるといふ一時的効果を挙げたが、やがて敵も防空対策を考案し、被害を最小に食い止めるようになった。

結局、特攻作戦では、全体としての日本側の決定的不利という戦局を、挽回することはできなかつた。

第二には、特攻作戦は、大本営が承認して正式の作戦として決まったものであろうが、しかし、統帥権を掌握しておら

れた昭和天皇は、真に特攻を承認されたものかどうか、という問題がある。

むろん、戦争という非常時の国家行動では、統帥権とはいつても、いちいち細かいことに天皇がタッチされることは不可能であり、現場の前線部隊に対して、決定についてはある程度までの自由度が与えられ、戦略戦術の決定が一任されるのであるが、特攻という重大戦術が、どこまで妥当な現場権限内で行われたのか。それとも「天皇陛下の統帥権の範囲」を逸脱して行われたのか。

特攻作戦の推進者であり——最初の発案者ではない——第一航空艦隊司令長官、大西瀧治郎中将（一八九一〜一九四五）自身が、事実として「特攻は外道」と言われたというが、道に外れたものというなら、それを実行することはとんでもない統帥違反ということになりはしないか。明治憲法上はどうであったのか。これは、今こそ冷静に合理的に検討すべき重大点である。

第三には、特攻に出撃する兵士の方々は、どのような手続きで選ばれたのか。然るべきところで公正な手続きをもって正當に決定されたのか。私情を交えて、現場の司令官が恣意的に選抜するなどということはなかったか。選抜において依怙

最良など、私的要因が働くことはなかったか。

初期特攻において散華した関行男と、最後に飛び立った中津留達雄というお二人の同期の指揮官の運命を比較すれば、いささか懐疑は残るようである。城山三郎『指揮官たちの特攻』（新潮社）を参照されたい。

この点は重大である。なぜなら隊員は、ひとたび出撃したなら、原則として生きて帰還できない。決死の宿命を背負って飛び立つのである。

そのとき、特攻員が技量の上下と適不適で公正に選別されるなら自然である。しかし、もしも指揮官の私的な恣意で選別されることがあるならば、公正さを欠くことになる。それは、戦局打開のために、最適の人員投入を行い、最大効果を挙げるといふ点からも、拙劣な指揮となるからである。

さらに言えば、「陛下の赤子」を真に有効に活かすことにならないからである。

第四には、特攻に出撃して帰らぬ人となった方々は「英霊」か、あるいは極端な表現をすれば——不遜な言葉であるが——英霊でなく「犬死」か、という問題がある。

また、英霊とは、神であるかどうか。「人は、死すれば神になる、仏になる」というような昔からある日本的な信仰でな

ら、特攻で死んだ英霊たちだけでなく、戦場に斃れた方々はすべて誰でも、神になると言うべきであろう。

われわれとしては、原則上、戦争に行つて戦死した人は、なにも特攻隊員のみ特別ではなく、誰でも同じように、英霊として意味づけしなければならぬ。さもなくば、同じ戦死者の方々を不公平に位置づけることになるであろう。

そこにおいて、特攻死された方たち自身が「自分は英霊に成る」と「靖国で会おう」と心に期せられたのは、何故にか。

① 自らのちを捧げることが、将来の国体の不滅や国家の再生に役立つ。

② あるいは——負けない場合でも——戦後の発展に役立つ。
このように述べている遺書は多い。

英霊の遺書によつては、天皇陛下・国家というより、両親とか、妻子供、婚約者、恋人など、自分の家族や、その他の近親者についてのみ言及し、その将来を祈るものもある。「後を頼む」という文言には、さまざまな思いが籠められていたであろう、と拝察する。

最初の特攻隊員の一人、関行男さんの遺書を掲げよう。

西条の母上には幼時より御苦勞ばかりおかけ致し不幸の段

御許しくださいませ。

今回、帝国勝敗の岐路に立て身を以て君恩に報ずる覚悟です。武人の本懐これにすぐるものはありません。

鎌倉のご両親におかれましては、本当に心から可愛がついたゞき其のご恩に報ゆる事も出来ずに行くことを御許しくださいませ。本日帝国のため身を以て母艦に体当たりを行ひ君恩に報ずる覚悟です。

皆様お体御大切に。

満里子殿

何もしてやる事も出来ず散り行く事はお前に対して誠にすまぬと思つて居る。

何も言はずとも武人の妻の覚悟は十分出来ている事と思ふ。

御両親に孝養を専一にと心掛け生活して行く様。色々思出をたどりながら出発寸前に記す。

恵美ちゃん、防子お元気でやれ。

教へ子へ（四十二期飛行学生へ）

教へ子よ散れ山桜 此の如くに

関さんは、愛媛県出身、神風特別攻撃隊敷島隊長、海軍中

佐。昭和十九年十月二十五日フィリピン・スルアン島沖で敵

空母に突入、戦死、時に二四才。

（辺見じゅん『昭和の遺書』角川書店、五九一〜九二ページ、ルビ追加。）

ここに紹介させて頂いた関行男氏は、当時最も優秀なパイロットの一人であり、「敷島隊」のリーダーとして、昭和十九年十月二十一日、第一次神風特別攻撃隊の初出陣に加わった。しかし、敵を発見出来ず、また二十三日の出撃も同じく帰投した。二十四日もまた敵発見に到らず帰投。遂に、二十五日、午前十時四十九分、敵米艦に突入。この間の覚悟と心情は、全くわれわれの想像のよくなる所ではない。

フィリピン（比島）における敷島隊の特攻については、金子敏夫『神風特攻の記録』（光人社、八二〜九七ページ）を参照。本書は、他の隊の様子と、軍上層部の動勢についても詳しくい。

本書によると、宇垣纏中将与中津留達雄大尉、遠藤秋章飛曹長三名の機と、合せて十一機による「最後の特攻」は、終戦の昭和二十年八月十五日一九時三十分、沖繩上空から最後の電信を発した。「長官は突入前後、麾下各隊あて、つぎの訣別の辞を発信した」という。

過去半歳に亘る麾下各隊の奮戦にかかわらず、驕敵を撃砕し神州護持の大任を果たすこと能わざりしは、本職不敏の致す所なり。

本職は皇国無窮と、天航空部隊特攻精神の昂揚を確信し、部隊隊員が桜花と散りし沖繩に進攻、皇国武人の本領を発揮し、驕敵米艦に突入撃沈す。指揮下各部隊は本職の意を体し、来るべきあらゆる苦難を克服し、精強なる国軍を再建し、皇国を万世無窮ならしめよ。

天皇陛下萬歳。

昭和二十年八月十五日十九時二十四分機上より

「敵空母見ゆ」しばらくして「われ必中突入す」「ツー」と電鍵を押しつづける音が続き、パッと消えた。（二三三〜三五ページ）

ここに極めて重大な事実がある。すなわち、中津留大尉は宇垣中将の乗る最後の特攻機を率いて、自ら操縦桿を握り、沖繩方面に向けて飛び立ったのであるが、それはすでに天皇による終戦の詔勅・ポツダム宣言受諾の玉音放送に遅れること遙か数時間後であった。

その頃、米軍將兵たちは厳しい戦いが終わったとして、祝いの盃をあげていたに違いない。そこで、中津留大尉は各機に命じて

米軍に突入することなきように、自ら近くの岩場に突っ込んだらしい、という。

もしも、戦い終わった後、祝杯をあげている米軍将兵たちに不意打ちを食らわせたとするならば、日本軍はパールハーバーに次いで二度までも卑怯な騙し討ちを行った、との世界の批判を浴びたことであろう。中津留大尉は、上官の宇垣中将の命令を受けて特攻機を発進させたけれども、卑怯な騙し討ちを避けたのであろう。

このことを作家の城山三郎氏は、先に掲げた『指揮官たちの特攻』において暗示しておられる。

戦いというものは、単に勇ましいということではなく、正義に基いた勇ましさをもって貫くものでなければならぬ。敷島隊の最初の特攻指揮官、関大尉も、そしてまた最後の指揮官中津留大尉も、最初か最後かというおかれた順番の違いはあれ、正義に基く潔さと勇敢さの模範を、いのちを懸けてわれわれに遺されたのではないか。

かくしてこそ、英霊たちは真の英霊となったのではないか。

特攻作戦の中心的推進者、大西中将は十六日午前二時四十五分、渋谷の軍令部次長官舎で割腹して自決した（二一七ペー

ジ）。われわれは、責任の取り方をどう考えたらよいか。

しかしまた、残念無念の人もいただろう。「こんな死に方では何にも役立たない」と思いつつ死地に赴いた人も、少数ながらあった——否、かなり多く居られたかも知れぬ。特攻のみではないが、スムーズに心定めが出来ずに悩んだ若者たちの声の一端は、『きけわだつみのこえ』（岩波文庫）に見られる。

もちろん、そう思った人たちを、われわれとしては、「英霊ではない」といつて排除してはならないのである。

その人たちは、自分の死の意味を見出せず、自分を英霊と見なさず、残念ながらも、犬死、意味なき死、と位置づけて飛び立ったかも知れない。そういう人でも、後世のわれわれとしては、「さぞご無念であったでしょう」とその苦衷を理解し、英霊として尊崇すべきなのである。これが特攻隊員への思いやりというものである。そして、この精神は、戦場に逝ったすべての人々の御霊に対しても、通じるものである。

第五に、ご本人が何かの記録において自分の死を意味づけていない場合、あるいはそういう記録がない場合、その人の特攻死は犬死だ、と後の世のわれわれが決めつけるのは僭越ではないか。もちろん、ご本人の判断では、意味の少ない「犠牲」で

あったということになる場合もある。それを、「意味を見出せ」と、傍からわれわれが、ご本人に強要するのは越権行為であろう。

念のため言えば、*ハイ*で、「犠牲」(sacrifice) という言葉は、犬死という意味のものとは限らない。神聖なる犠牲すなわち生け贄という意味があることは、宗教上の常識である。また、献身(devotionともいう) というプラスの意味で「犠牲を払う」という表現も昔から、日本のみでなく世界中で行われてきている。

言葉の意味の上では、「犠牲イクオール犬死」ではないのである。だから、「犠牲」という言葉自体に対して、「特攻死は犠牲ではない」といって、余りにも感情を掻き乱し、過剰に反発する必要は、さらさらないのである。

第六に、ここでは、特攻に散華された人自身とわれわれとの間での、立場と判断の違いを、慎重に理解すべきであろう。われわれが、勝手に、一方的に思い入れし、決めつけてはなるまい。「本人が自分の死をどのように意味づけたか」ということと、当の本人でない傍観者による客観的な意味づけとは、別のことである。

他人がどう意味づけしようと、本人は、極限状況の中で、お

そらく「役立つ」と考えることを欲するのであろうし、事実多くの隊員が「役立つ」と意味づけした自己自身の結論を、遺書等に書き残している。

ただし、その記述の文が、どこまで真に「本心」を表していたのか。

当時の遺書なるものは、他人(上官)に読まれる——検閲を受ける——から、心の中に厭戦気分や作戦への疑問があろうとも、そんなことは表立って書けなかつたかも知れない。あえて書かなかつたかも知れない。

反戦気分の窺われる手記は没収され、遺されなかつたかも知れない。この点の疑問は、なお残るのではないか。人の心の中は、一片の遺書くらいでは、本当は掴めないのではないか。われわれは、若くして散華された兵士の、書かれざる心情に思いを致さねばならぬ。

第七には、しばしば聞く発言であるが、「特攻でいのちを捧げた人のために泣かない者」「特攻死の人を意味のない戦争の犠牲者だと決めつける者」に対して、「そんな者は日本人ではない」とか、「何も知ろうとしない者である」、などと罵倒する人がある。これは、何と恐ろしい、独善的で、感情的な主張であることか。

人は感情の動物であり、理性より感情に動かされるものだが、こうした排他的な激情に溺れてはなるまい。多くの人が、そういう溺れ方をし、冷静な判断力を失ったら、勝つべき戦争にも負けるのではないだろうか。

そのように主張する人は、泣くか泣かないかくらいで表面的に、他人の価値を分かると思う人であり、他人の考えの自由を認めない人であろう。「心で人を殺す」人であり、人と人との間の考え方の違いを承認しない独善者ではないだろうか。そういうタイプの人物が上官となり、権力を握ると危ない。

現在は自由主義社会であるから、どんな思想を抱いてもよいのはあるが、「他人の思考の自由を否定する自由」は、自由主義社会といえども、持つてはならないのである。そういう独善の思想は、相手を救うためには相手を火炙りにしてもよい、殺しても許される、という有難迷惑の思い込みとなるだろう。

ここには、プラトン（前四二七～前三四七）のいわゆる「自由のパラドックス」が顔を出す。一体、他人の思想の自由を否定する自由が、人間にはどこまで許されるのだろうか、と。

第八には、時折、特攻に出撃した人に対して、自分は生存しているので「申し訳無い」と述べる生存者もいらっしやる。どうすれば「申し訳無さ」を「申し訳有る」ようにすることが

できるのだろうか。

もしも、「生きているのが申し訳無い」と単純に言うのなら、そのように「言う人」は自分で自死を実行なされればよい。それとも、生きていくのなら、「何を実行すれば申し訳が立つのか」を、具体的に考え、実行する、という義務があるのではないか。

その義務に応えない人は、

①言葉上で、格好よく言うだけか、

②あるいは、ただ感傷的に思い出にふけているだけか、

③もつとひどいのは、酒の勢いなどを借りて「相済まない」

と泣いて見せるだけか、

に過ぎない。それでは、英霊を祭祀り慰めるために、何の効能もないのではないか。われわれ生きている者としては、もつと真剣に、何をどうすべきか、深くかつ具体的に考え、実行に移すべきであろう。

戦争に行かなかった人、特攻に行かなかった人には、そして戦争世代でない後の世のわれわれにも、その責務があるう。

特攻に死した英霊は、このような宿題を、今に生きるわれわれに遺されたのだ。人は皆、真剣に、冷静に、この宿題に取り組まねばならない。

ともかく、人間は感情の動物ではあるが、いたずらに感情に走るのは、英霊が最も残念に「感じる」ところではないか、と私は推察する。実際に、深く考えて自分なりに然るべきことを、着実に実行されている方々もある。そういう方々は、特攻隊員の死の恩恵を受けて生きる、ということの意味を自覚し、恩返しを実行しつつある方々である。

以上、特別攻撃隊について調べると、実に様々な歴史の真実を知ることができる。特別攻撃隊として首尾よく任務を果たされ、戦場に散華された兵士のみなさんは——そしてまた散華することを自己の使命と覚悟して出撃しつつも、志に反して任務の途中で基地に帰還した方々も含めて——人間が大義にのちを捧げるといふことの極限例である。

人類の歴史には、大義にいのちを捧げるといふ極限的な場合が、他にも数多く存在する。われわれは、そういう実例を学ぶことにより、人間というものが偉大な力を発揮できるものであるということを実感し、生きる力を頂くことができるのである。

私の世代——一九四一年生まれ、戦後小学生、一九六〇年から大学生——は、学生時代『きけわだつみのこえ』の記録をよく読んだ世代であるが、それは意図的に反戦、厭戦気分を訴えるもので、若干偏向した立場で編集された嫌いがあつたと思

う。それも、特攻の一部を物語るものではあるが、全貌を物語るものでないことを、段々と知るようになった。もちろん、反戦も厭戦もあり得る立場であり、無視してはならない。

しかし、自己が純粹に大義と思う物事に、自分のいのちを捧げて犠牲になるといふことがどんなことであるかを、実例から学ぶことは、そういう経験を持たない後の世代にとっては、自分たちの生命力を極限まで発揚させる導きの糸となるにちがいない。国民の生命力、家族の生命力、個人の生命力を高める力となるだろう。少なくとも私の場合、そういう極限例から学ぶ事例を幾つか恵まれたのである。

極限を知る者と知らない者とは、言い表せない差異があるのである。例えば、受験の苦しさ、仕事の悩みなどは、物の数ではないだろう。

われわれ日本国民は、忘れることなく、若き特攻隊員の決死の精神と行為を学び続けることが必要である。老若男女にかわりなく、国民すべてが気持ちを新たに、学び続けるようにしたいものである。

特別攻撃隊の評価においては、最も根本的に、その精神的価値という次元から考えておきたい。すなわち、特攻という行為

が、その後の日本人に、また世界の人々に、プラス、マイナス、どのような精神的効果を生み出したか、という点である。

私は、赤穂義士たちの遺書を読み、特攻の人々の遺書も読ませていただいたが、涙を禁じ得なかつた。そこには、主君の仇を討つという封建制下の武士道徳と、国際戦の最中、軍隊の中に居て天皇・国家に奉公するという現代の戦時国民道徳との違いはあるが、両者に一貫共通するものがあると判断する。

それは、ともに、自己のこの世のいのちを「犠牲」として捧げ、この現世——未来に向けての——の大いなるいのち集団の生存発達に献身するという道徳である。

他のところで詳しく述べたように、赤穂義士の方々の、主君の「仇を討つ」「恨みを晴らす」という行為は、当時としては幕府に公正な法の運用を願う、という考えに基づくのであり、結果として人類のいのちの健やかな発展を生み出したい、という「大義」に合致するものであった。

他方、特別攻撃隊の勇士の方々の行為も、自己の現世のいのちを捧げるといふ犠牲的行為を通じて、自己の家族のいのちの永遠を願い、また国家の弥栄（イヤサカ）を祈るといふ行為であった。

各々、置かれた状況も異なり、それゆえ行為の形も同じではないが、それぞれの所において、「自己のいのちを懸けて」人類のいのちを伸ばすという——悲劇的な意味を帯びた——究極行為として、価値を持つのである。

二つの行為では、真の意味の「犠牲」という普遍的行為を通じて、宇宙的な倫理的・道徳的価値が達成されたと理解される。日本だけでなく外国の人々に対しても、この事は同様に了解されるのではないだろうか。各国の慰霊祈念場は、そのことを表わすものとして、すべて共通の価値を持つ。

六 人を憎まず、罪を憎んで、善後策を立てる

われわれ日本人は、責任の問い方が不徹底な国民だといわれる。しかし、後で説明するように、それは、すばらしい特性と隣り合わせである。すなわち、日本人は事と人とを分けて、結果的にいつまでも他人の罪や責任を問い続け非難を繰り返すことをせず、他人への責任追及はほどほどのところで止めてきた。そして、戦災からの復興に邁進し、成功したのである。この点は、日本の歴史として大いに誇るべきところではなからうか。

かつて、大東亜戦争の敗戦をきつかけとして、昭和天皇の

戦争責任の構造と種類

責任関係 \ 責任種類	法的責任： 国法、国際法、同盟規約 への違反	道義的責任： 国際信義・人道への違反
自国（国民）に対する責任： 戦争指導者・参加者の責任： ①敗戦に対する責任 ②国民の生命財産の危害に対する責任 ③精神的危害の責任	拙劣な戦争指導への法的責任： 全体の指導者及び部分の指導者の、国法に違反する指導や行動	例えば、国民の信頼を裏切る行為、墮落による国家への損失、危害の発生への帰任
敵国に対する責任： 国家として、戦争指導者として、戦争参加者として、 ①相手国民の生命財産の危害への責任 ②精神的危害への責任	戦争法規への違反行為を行う場合	国際法には規定がなくとも、人道に反する行為を行う場合： 現代ではほとんど国際法に法として規定されるもの
戦場とした国に対する責任： ①その国民の生命財産の危害への責任 ②精神的危害への責任	戦争法規への違反第三者の国への危害	敵国との交戦中に、第三者の国家を荒らす場合： 大東亜戦争中の東南アジア諸国への危害（国際法への違反がなくとも）

(注) 戦争の責任は、誰が、誰に、何について問うかにより、異ってくる。例えば、会社では、会社の業績（戦争の勝敗）に関して、経営者の責任（戦争指導者の責任）、部分の管理者の責任（指揮官や隊長などの責任）、従業員の責任（戦争参加者の責任）、そして株主の責任（国民の責任）というように分かれる。責任とは、利害関係者（ステイクホルダー）たちの間で問われるものであり、責任は限りがないが、最小限、危害発生の原因となること、及びその危害を保障・賠償することである（死刑など、自分が刑罰に服する事も含む）。

戦争責任が問われた。これは日本の現代史における最大の問いであった。責任には、憲法上の「法的責任」と、いわゆる「道義的責任」とがある。また、国民に対する責任と、敵として攻撃を加えた相手国（交戦国）に対する責任と、それに戦場として被害を与えた人々への責任とがある。（図参照）

昭和天皇は、次のように道義的責任を感じておられ、それを果たすために、

① 国民に対しては地方巡幸による謝罪と励まし

② 外国に対しては訪問による謝罪

を行われたのだ、と私は考えている。

昭和天皇は、ご存命中、中国大陸と朝鮮半島の人々、東南アジア地域、そして沖繩には、時が熟せず謝罪の意味を込めた訪問はできなかった。まことに残念であった。責任を取ることに加え、歴史には、天の時というものがあるようである。

一方、「退位なさるべきだ」という声も強かったが、私の意見としては、ご退位には賛成ではない。退位はむしろ混乱を引き起こしていたであろう。前にも言ったように、責任を取る方法には、その地位にとどまって、職責を全うするという道もあるのである。（児島襄『天皇と戦争責任』文春文庫）

なお、昭和天皇の責任についての私の見解は、『政治経済

学』成文堂、第十四章を参照されたい。戦争責任論については、いろいろな観点がある。ある時期までの議論の紹介と検討は、池田元『戦後日本思想の位相』論創社、一九九七年、を参照されたい。

ここに考えてみるべき問題点がある。それは、人の誤りの責任をその人に問うことと、その人の行った物事の欠陥・失敗の原因を明らかにし、改善する方法を問うこと、この両者を区別することである。

責任追及の方法として極東軍事裁判、いわゆる東京裁判をみよう。「外国」が不法に責任追及を行った、という理由で、東京裁判を成り立つ根拠の無い裁判だと批判する人たちがいる。まことに一九四五年当時の国際法上はそうであった。

しかし、だからと言って、国内問題としては、「日本国民」自ら軍部、政治家、官僚、そして国民各層の責任を問う、という努力を放棄してはならなかったということだ。——明治憲法上、天皇に対しては無咎責といって、責任を問わないことになっていた。

ただし、占領下には、かなりの数に上る「公職追放」「教職追放」が行われた。もしそれで事は済んだというのなら、

そういう解釈を国家は国民に知らせるべきであった。学界も、国家のその判断を学問的に了解すべきであった。

そのようにして、日本の国会は、国内の国民に向けて、戦争責任論にケリをつけるべきであった。遠い昔のことになってしまったが、この点はどう見たらよいのか。

追放は、今日なお人々があまり触れられない事件である。つまり、特定の有力者についての、大東亜戦争での指導・協力に対する責任追及であり、処断であった。膨大な数に上る人々が責任を追及され、講和条約発効のときまで、数年間、公職・教職に就くことができない状態に置かれたのである。

しかし、あの追放は、連合国総司令部からの一方的な命令と指名に基づいたものであり、それに大学などでは、組織内の権力争いも絡んで、甚だ後味の悪いものであったようである。大東亜戦争に関する責任問題は、歴史の宿題であり、生存の当事者は居なくなっても、これからもなお燻り続けるであろう。

戦争責任の追及として占領当局により遂行された「追放」に関して、研究がそろって来ている。それによると、追放（ページ）には三つの種類からなる。

- ①一九四五年一〇月の「特高ページ」つまり特別高等警察の関係者約六〇〇〇名

- ②続く「教職ページ」で軍国主義的教員七〇〇〇名
③そして「公職追放」が総計二二万二八八名

そして、公職追放の内訳は、以下の通りである。

- 軍人 一六万七〇三五名
政治家 三万四八九二名
官僚 一八〇九名
超国家主義者 三四三八名
言論報道関係者 一二一六名
その他 一八九八名

以上は「中央ページ」であるが、この他に一九四六年からは各地方での市町村レベルに及ぶいわゆる「地方ページ」が始まる。一切の超国家主義的団体、暴力主義団体、秘密愛国団体、大日本政治会、翼賛政治会、大政翼賛政治会などにかかわった地方有力者がすべて追放された。八六七三名がその該当者とされた。

以上は、増田弘『公職追放論』（岩波書店）、GHQ/SCAP（増田・山本訳）『公職追放』（日本図書センター）による。なお、山本礼子『占領下における教職追放』（明星大学出版部）も参照。教職追放における各大学での隠れた闘争、えげつない策動、占領当局にいとまやすやすと協力するという日本人

のお人好し^よさなど、今、徐々に明らかになってきている。

このように、日本の大東亜戦争の遂行^{すいこう}にかかわる人物の追放に関しては、必ずしも日本人が積極的に自分で行ったというものではなく、政府などによるGHQへの抵抗が少しは見られたが、結局、GHQに押し切られたという次第のようである。

そして、一九五二年四月二八日のサンフランシスコ講和条約の発効^{はつこう}、日本の独立とともに、追放は最終的に解除^{かいじょ}されることとなった。追放劇は、実質上、日本人の手による日本人への戦争責任追及ではなく、GHQによる、日本側協力者を利用しての、日本の非軍国主義化のための政策の一環^{いっかん}であったといえる。

ところで、われわれは、罪を憎んで人を憎まずでなければならいと教えられた。戦争責任の追及は、その局^{きょく}にあった人たちの以後の人生を全く閉ざ^としてしまふべきではないし、転職^{てんしやく}して行くことを禁ず^{きん}べきでもない。

だが、人については許しても、事についての失敗はよくよく吟味^{かみ}して、禍根^{かこん}を将来に残さないようにすることが肝心^{かんじん}である。公職領域ではそのことが特に大事であった。

外国の勝者による東京裁判は不当だった、と批判するのは国際法上、根拠^{こんこ}があるけれども、だからといって、われわれ日本

国民自身による戦争責任の追及^{すいごく}を蔑^{あは}にして置いてよかった、ということにはならない。特に、事についての責任は、しっかりと追及すべきであった。

私は子供心に覚えているが、何でも「一億総懺悔^{いちおくそうざんげ}」——先に述べたように東久邇内閣の言葉——というのが敗戦のときの大人たちの合言葉であったようだ。当時の日本人は、連帯責任^{れんたいせきにん}の心理学が好きであったわけだ。

今日多くの日本人は、逆に責任は他人になすりつけ、自分は逃れ^{のが}ようとする。その点、私も自信はない。連帯無責任^{れんたいむせきにん}どころか、正反対の他者責任主義^{たしやせきにんしぎ}になってしまったかのようだ。実は根本では同じであって、連帯責任は往々にして「個としての責任」を問わないので、各人の責任逃れを助長^{じゆちやう}し、建設的に歴史から学習することの芽^めを摘^つんでしまうであろう。

結局、だからだと述べて来たが、どうも、戦争責任の問題は難しい。私も、ここの問題では、快刀乱麻^{かいとうらんま}とすつきりと割り切^きって、「それはこうだ」ということはできない。私もいうことがしどろもどろである。

戦った外国との関係では、負けた国が勝った国から戦争被害の責任と賠償^{ばいしょう}を問われるのは明確である。負けた側は、戦争指導者が勝った側から処罰^{しよばつ}されるし、国民への被害の形^{かた}として

領土割譲や賠償金支払いなど、代償を取られる。強制的にそうなるから、曖昧さは残らない。

しかしながら、国内で「国民同士がどう責任を問うか」となれば、なかなか難しいところがある。

①戦争指導者の責任を国民が断罪するか。

②軍の指導者の敗戦を国民が断罪するか。

まして、遠い外国における戦場での、個々の戦闘で失敗したこと、責任など、誰が、誰に問うのか。例えば、相当被害が大きかったビルマ戦線での失敗など、国民による指導者の責任追及はまともにできない。

一体、勝ったならば、責任問題は生まれないのか。

責任論は、負けたときの混乱状況の中で争われるので、余計に込み入ってくる。占領当局の主導で行われたあの東京裁判、及び公職追放・教職追放でもって、大東亜戦争の責任論は終わりであった。その他、政治家の責任、軍人の責任、その他ジャーナリストや、実業家、思想家、宗教家など指導者の責任はすべて、それでお仕舞いであつたのである。

戦争責任については、軽々しく論じることはいできない。調べれば調べるほどにそう感じる。明白な国際法違反については、

勝者は敗者に対して、力づくでその罪を告発し、罰を課すことができる。敗者である日本が、力づくで極東軍事裁判に掛けられ、多数の戦犯を決定され、処刑され、あるいは監獄に入れられたのは、敗者が故の運命であつた。

他方、敗者側が勝者側に対し、国際法違反で課してくる罪をいくら告発しようとしても、勝者は力づくではねつける。アメリカの行った日本の多くの都市への絨毯爆撃により、幾多の非戦闘員が殺された。なかでも広島・長崎への原爆投下は、前例のない重大な国際条約違反である。

しかし、今尚日本は、その罪を告発し処罰を連合国——アメリカに対してのみではなく——に求めることができないうい。幾度か告発の声は上がったけれども、アメリカの議会も大統領もはねつけて来たし、他の連合国はナシのつぶてである。戦争に敗れると、負けたほうは哀れなのである。

国家と国家との関係では、勝者と敗者という根本的な違いが出る。このような不平等な形で、責任の問い方に全くのアンバランスを齎す。

しかし、勝者となつたにせよ、敗者となつたにせよ、一国の内部では戦争——部分戦での失策も含めて——の責任は、誰にあるかという問題は残る。日本の内部では、先に見たように、

追放という形で責任は問われ、清算された。この国内責任は、指導者として、日本の敗戦を齎したことで、普通の国民に被害を与えた、という罪に対する処罰であつた。

そして、追放という程度を超えて、勝者の連合国側から罪と罰を与えられた日本人々は、それで十分な罪の償いになつたと見做すべきであろう。戦後のどさくさに紛れて、無実の罪、つまり冤罪に問われ処罰された人たちは多いが、外国から告発され処罰を受けた人々も、それで罪は償つたことになろう。

このように見ても、国際的には不当ではないであろう。日本国民としては、それらの人々は、もう日本という国家・国民への罪も償つたものとして、許すべきであろう。

なかでも、無実の罪に倒れた人々は真に気の毒であつたが、国民としては、その事を「申し訳無い」と思い、身代わりへの、犠牲への、感謝の念を抱くべきであろう。

ともかく、人間の罪を、人間は完全な意味で裁くことはできないのである。イエスは、「人を裁かないように。それは神の仕事だから」と述べたようであるが、戦争責任に関する私の今のところの結論は以上である。

ちなみに、大東亜戦争中、インドシナ地域での嚇々たる戦果

により「マレーの虎」と恐れられ、かつ称えられた山下奉文大將は、土佐出身の生粋の陸軍軍人であつたが、昭和二十一年一月二十三日午前三時、マニラ郊外のロスバーノス近くで、アメリカ軍により絞首刑に処せられた。

大將の辞世の句は、

野山分け楽しむ兵士十万余

還りて成れよ国の柱と

待てしばし勲遺してゆきし戦友

後なしたひて吾もゆきなむ

問題は、大將の罪は冤罪であつたということだ。告発された大將の罪状は、虐殺とマニラ市街の破壊であつたが、それが全くの冤罪——ぬれぎぬ——であつたという事実である。

虐殺が行われたという時には、山下大將はフィリピンにでなく満州にいたこと、また虐殺・破壊を引き起こしたのは、大將の部隊ではなく、別の部隊であつたというのである。これは朝日新聞大阪版、昭和五十三年六月二十八日版で報じられている。アメリカの著名なノンフィクション作家ウイリアム・マンチェスター氏の調査の結果であるという。

悲劇の大戦は、人の人生にも悲劇を与えるものか。(山下九

三夫『山下奉文の追憶』昭和五十四年)

ロスバーノスというところは、国際稲研究所（IRRI）という研究施設しせつもあり、私は何度か訪れた。アジア地域における食糧自給に大貢献した農業研究所であり、日本も支援している。大将終焉しゅうえんの記念碑が近くに立っているから、大将は研究所の活動をご覧らんになつていてであろう。

だが、死んで後のち、いつまでも死者の靈魂れいこんを呪い、批判し続けるという文化に住む人々は、こういう感性かんせいと無縁むえんであろう。また、宇宙に悪魔あくまというものの存在を認め、人間がその悪魔の唆そそのかしにより悪いことをするという人間観を持つと、身体から悪魔を追い出すためにその人を火炙ひあぶりにするというような行為を行わせ、死後も靈魂たまを憎むにくという行動を導き出す。そういう宗教も困りこまものである。悲しいことはある。

人は、死すれば慈悲深い仏になり、愛に満ちた神になる、という文化の方が、無限の復讐ふくしゅうを生まず、人類平和のために、はるかに優れているのではないだろうか。

戦争責任の議論は複雑だが、第二次世界大戦の終焉しゅうえん以後は、通常次の三つの罪に対する責任に分けられるといつてよい。

① 平和に対する罪

② 人道に対する罪

③ 通例の戦争犯罪

これはドイツのニュルンベルグ裁判と極東軍事裁判（東京裁判）とにおいて新しく設けられ問われた罪であり責任である。イタリアについては、どうしたことか、ローマ裁判といった形で、ドイツと日本で行われたような特別の裁判は行われなかった。

このうち、平和に対する罪と人道に対する罪は、この裁判に当たつて新たに規定された罪の種類であり、いわゆる事後法じごほうによるものであつて、罪刑法定主義ざいけいほうていしゆぎからいえば、行為の後からそれを罪に問うものであり、罪の不当な規定であり不当な処罰しよばつであると批判されてきたものである。

第二次世界大戦における戦争責任の問題では、日本は責任を取らないのに対し、ドイツは謝罪し償いつぐなを果たした、という見解が国際社会に通用して来た。ワイツゼッカー大統領の演説は有名だが、日本の首相にはそれに匹敵ひつてきするような有名な演説——責任論と謝罪に関するもの——は存在しない、と。しかし、それは大変な誤解であり、弁舌べんぜつさわやかでない日本民族の、言挙げことあげせぬ習性しゅうせいが招いてきたものであろう。

東京裁判を承認し、東京裁判において既に清算されたのだという立場を取れば、戦争責任の問題は解決済みであるといえる。しかし、東京裁判を承認しなければ、次のように三つの立場が出てくる。

- ① 戦争責任という問題はそもそも存在しない
- ② 責任の問題は存在するが、日本人が行った公職追放により問題は処理された。
- ③ いや、未だ十分に処理されてはいない

現代われわれ日本国民は、戦争責任論のことをもっと研究し、議論し、真実を解明しなければならない。さもなければ、嘘偽りの批判までもが、世界史的に正当化され永遠に定着してしまうであろう。それは日本国民の子孫にいつまでも禍根を残し、劣等にして罪を背負った民族だとの刻印を持続させることになる。(戦争責任の議論は、ドイツについては、木佐芳男『戦争責任』とは何か』中公新書。)

木佐氏は、東京裁判についての日本での意見には、三つのものがあるという。(一一二～一二三ページ)

第一はこれである。

「かねてから私は『東京裁判を裁判せよ』と主張し、歴代

首相にもその必要を説いた。裁判は、……要するに、勝者の敗者にたいする一方的断罪であった。日本の立場を完全に無視しており、パル・インド判事の名言を借りれば、『歴史の偽造』なのである。それに、『法律なければ犯罪なし』の原則に反する。しかも、わが国民は戦勝国の世論操作によって洗脳され、いまだに裁判の真相を理解していない。これを是正せぬ限りわが民族の精神的独立は回復しがたい」

(加瀬俊一・初代国連大使『世界がさばく東京裁判』序、ジュピター出版、一九九六)

第二は、事後法などの問題点をきちんと指摘したうえで、しかも東京裁判の意義を認め教訓にしようとする立場だ。

「裁判によって）戦争の悲惨さ、残酷さの事実が事実として国民の眼前に示されたことの意義は巨大なものであった」(大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』東信堂、一九九七)

三つ目は、裁判のあり方や戦勝国側の問題点にはほとんど目を向けず、日本の戦争責任に関心や批判を集中させる立場だ。これにたいしては「東京裁判史観」と呼んで批判する人びともいる。

日独主要戦争犯罪の比較

ロンドン憲章 第6条（注1）	ニュルンベルク 被告22人（注2）		東京 被告25人（注3）	
A 平和に対する罪 =新設= 侵略戦争または違法戦争の計画、準備、開始、遂行。共同謀議への参加など。	平和に対する罪	侵略戦争の共同謀議 有罪 9人	平和に対する罪（注4）	侵略戦争の共同謀議 有罪 23人
B 通例の戦争犯罪 =従来通り= 戦争の法規または慣例の違反。捕虜の虐待、軍事上不必要な民間人の殺害や都市の破壊など。		侵略戦争の遂行 有罪 12人		通例の戦争犯罪 および
C 人道に対する罪 =新設= 戦前または戦時中の殺人、殲滅、奴隷的虐待、追放などの非人道的行為。政治的または宗教的、人種的理由にもとづく迫害行為。	通例の戦争犯罪	有罪 15人	人道に対する罪（注5）	
人道に対する罪	有罪 15人	違反行為防止責任無視による法規違反 有罪 7人		判決に言及なし。 有罪 0人

（注1）ロンドン憲章はニュンベルク裁判の根拠法となった。東京裁判の根拠法である極東国際軍事裁判条例もほぼロンドン憲章を踏襲している。

（注2）（注3）いずれも判決を受けた被告数。被告の多くは複数の罪で有罪となった。

（注4）東京裁判では、「平和に対する罪」が4つに分かれ、さらに米国の主張で他に「殺人罪」という訴因も設けられた。しかし、いずれも別の訴因の認定に含まれるとして判決では除外された。

（注5）東京裁判では、訴因として「通例の戦争犯罪および人道に対する罪」という言葉が使われたが、実際には「人道に対する罪」で起訴された被告はなく、判決でも触れられなかった。
（木佐芳男『戦争責任』とは何か』中公新書、119ページ）

東京裁判の判決から半世紀をすぎた時点で、栗屋憲太郎・立教大学教授はこんな指摘をしている。

「日本人はこの裁判で『傍聴席』にいた。被告たちにだまされていたという被害者意識が先に立ち、自分たちの戦争責任を考^さえる糸口としなかった。新聞もそうだが、国民の多くが裁^さく側^{がわ}に同調した。

半世紀を経^へた冷静な目で東京裁判をもう一度、正面からみすえる。そして諸外国にも納得してもらえない確かな歴史認識をもつ必要があるのではないだろうか」

〔朝日新聞〕一九九九年四月一六日付朝刊〕

ドイツでは、「われわれは戦争責任の問題を清算したが、日本はしていない」という見解は少なくないようだ。

それはそれでよい。私は結局、こういえると思う。日本人が、混乱と貧しさの敗戦後、いつまでも人を憎^{にく}む、ということをしなかったことは、優れた態度であった。お互いに、

「あいつが悪い」

「こいつが悪かった」

と、ウジウジといつまでも非難し合わず、過去は水に流し、力を合わせて復興^{ふっく}に立ち上がったことは一面ではすばらしく良いことだった。事は憎^{にく}んで、人は憎^{にく}まず。「事も憎^{にく}み恨^{にく}み、人も憎^{にく}み恨^{にく}む、という態度を卒業しない」ような国民であること

を、日本人は卒業したといえよう。

しかし反面、事について、

「われわれのどこがまずかったのか、なぜ負けたのか」

と徹底的に物事を分析し反省をすることが、不十分であったのではないか。

敗戦の焼け跡では、軍部もなくなったことだし、国民は毎日食^くいつなぐことに忙^{いそ}しくて、「そんなことは過ぎたこと」というわけだったのであるうか。

ここは、人を憎^{にく}んでしつこく人の罪を追求し続けた——今も続けている——ドイツなどの違いが際^き立つ点だ。もつとも、ドイツについては、すべての罪をナチス党にかぶせて、他の大多数の国民は「知らんぷり」を決めこんでいる、という批判もある。ドイツ人謝罪せず、と。

人を憎^{にく}んでいつまでも「鬼さがし」「犯人さがし」をしな^い。人を憎^{にく}まず、事については、皆が協力しながら、「負けた事実の原因さがし」を行い、二度と失敗しないようにする。失敗した人を打つのでなく、事の失敗から学んでわれわれが今後のために知恵をつける。このことは、いつの場合でも肝心なことなのである。

戦争責任問題は、結局、このように問題の立て方そのものを改め、早く済ませて先に進むべきである。

責任の取り方と、取らせ方は、歴史の中に生きるわれわれ一人ひとりの人間にとって、人生を左右することになる、人生への根本態度の問題である。また、国民という集団としても、その命運を左右するのである。

よく言われる。「何も求めない者は一番強い」と。これは、西郷隆盛の言葉とも伝えられる。

人はしばしば、自分がある地位において、経営していた会社が倒産するなど、責任を取らねばならない事態に追い込まれると、綿々としてその地位を恋しがる。部下が事件を起こして上司として責任を問われるとき、恨み事を呟き、その地位にしがみつこうとする。

逆に、さっさと辞めるか、逃げるかする。われわれの社会には、こういういう両極端が目立つ。しかし、どちらも結果が善くないであろう。

望むらくは、一切の責任を自分自身に引き受け、自分の利害を捨てて事後を善くすることにいのちを懸けたい。皆が今の地位にいて事態を改善して欲しいと求めれば、力の有る限りそうする。もっと力のある適任者が見つければ、「どうか事態が一

層よくなりましますように」と心で祈って、速かに自分の地位をその人に譲るのである。

七 歴史は、潔さの美学を求める

日本の武士道文化では、「潔さ」の美学が褒めたたえられるが、しかし、単なる美学だけでは問題を解決できない。特に国際関係で文化が異なる国々を相手とする場合は無力である。さらに「どんな潔さか」が問われるのである。乃木大将の殉死の場合について、「殉死なさらずに、生きながらえ、明治大帝の精神を受け継いで、後の人々の教育に当たられたなら、もっとよかつたのに」という批評もある。

自由主義では、自分のいのちを自分で始末することは許されるが、何のために、またどのように始末するかは、深慮すべきものである。

歴史の流れを振り返ると、責任を問われる危機のときにどう生きるか、その身の処し方によって、いのちの価値は決着されるのである。

人類は、われわれは、人間として、誤りを犯すことは避けられない。どう訳すか分からぬが、英語には GOOD LOSER という言い方があるという。それゆえ、人類社会では、至るところ

で、「潔い身の処し方」というものが称えられてきた。それは美学にまでなっていて、多くの国の歴史に現れている。

この潔さの美学とは出処進退の美しさである。人類の歴史に粹と彩と味を添えるのは、まさしく潔さの美学ではないか。確かに潔さの美学は、歴史を刻むわれわれ自身の、瞬間、瞬間での、出処進退の原則といえよう。

潔さは、人間の弱さを、美学へと、速やかに昇華させる。潔さの美学に欠けるところでは、人はいつまでも、うじうじ、ねちねちとして行動し、物事のスムーズな進行を妨害するだろう。日本の政界と実業界の有り様を見ればよい。潔さの美学は感性の芸術であって、速やかに、かつ雅やかに、物事を転回させ、いきいき、はつらつとした社会を造るのではないか。

一つの事件が日本の国会で起こった。二〇〇二年、清廉なイメージが売り物のT代議士は、舌鋒鋭い質問の仕方であらう鳴らしていたが、事もあらうにご自身が、突如、公設秘書給与を流用したという疑惑に問われ、国民から議員を辞職せよとの大合唱が興った。

しかもその渦中の記者会見で、ご本人が「残念だ、他にも不正をした人がいる、辞めるならそういう人たちも道連れにして辞めたい」というように、道連れ論を主張された。それは、

ついつい本心を吐露する言葉であったであろう。だが、潔さのイロハさえわきまえないもの、と厳しく批判された。

もちろん、他の不正疑惑の人たちも、法の下での平等の原則により、国会と司法の手で裁かれるべきはいうまでもない。少なくとも疑惑に対しては、法的手続きにより応答すべきである。当事者には、応答する「説明責任」(accountability)——自己の行為の正当性を説明する義務——がある。

他方、元外相も、やはり同様の疑惑に問われたが、残念ながら、国民に対してその説明責任を十分に果たさず黙し続けられた。——その後、よほど間を置いて、二〇〇三年、検察当局から不起訴処分にすることが発表され、疑惑に当たる事実は存在しなかった、という公的な結論が出た。それ自体はよい結論であったと思う。しかし、それまでの間にご自身で説明責任を十分に果たさなかったことは、国民周知。公人は、黙秘では済まされまい。

だが、それとこれとは別であり、一方のT代議士自身が、自分の道連れを求めてよい理由とはならない。

いたずらをして叱られた子供が、「私だけではないよ、他にもやっている者がいるじゃないか」と言い張る。実は私も子供

の頃、そう言い張った経験がある。

Tさんの「他にも」発言は、法の下の平等に沿ってはいるよ
うだが、その判断は司法当局に任せられるべきものであった。

潔さの美学はいう、

「各人のことは各人のこと。他人のことは他人のこと。自分
自身の身だけをきちんと始末しなさい。法に基づいて、罪があ
るなら、罰を受け、潔く行動しなさい」と。

日本に政策秘書という悪しき制度ができて以来、政策秘書の
給与は、本人の手に直接渡るべきものを、いったん会社に振り
込んでみたり、政党にカンパしてみたりと、使い道が定まっ
ていない。お二人のTさんは、「悪しき制度」の使い方におい
て、未熟さがあつたのだろう。

この政策秘書制度は、国費を不透明な仕方です「私用」する事
態につながりやすいもので、改革すべきものである。会計報告
を義務づけ、会計検査院のチェックを受けさせるべきもので
あつて、結果を国民の前に情報公開する必要があつた。

国民として言うならば、個々のスキャンダルというより、そ
れを産んだ制度を改善することに目を向けるべきである。

すべてというのではないが、多くの政治家は、どうも「他人
や他党を批判すること」だけが政治の弁論であるかのように誤

解し訓練している。相手を攻撃することばかりを訓練して来た
者には、自分を省みるという「自己反省」の訓練が不足しがち
である。

そこで、Tさんの場合、次のように心の中で自己に反省して
みられてはいかがであつたか。

ああ、私は、天地神明に対し、国家・国民のみなさんに対
し、本当に申し訳し無きことをした。こういう事件に出遭う
ということは、自分の不徳なのであろう。自分が、ある秘書
を紹介してもらい入れ知恵をして貰つたということも何かの
縁ではあるが、他人を恨まず、一切の罪を認め、罰を受けて
償いを果たし、また再起を圖ればよいではないか。この事件
は、私が一個の人間として一層成長する上で、神仏から試練
として与えていただいたものである。

この事件に遭わなかったならば、自分は傲慢なままに、そ
れと知らず、弁論に頼り、がむしやらに進もうとしていたで
あろう。本当に有り難いことであつた。

こうした自己反省の心がないとすると、われわれは、思わず
知らず、とんでもない筋違いの言葉が口について出るし、土壇
場で身の処し方を誤る。自分の言葉の根っこは、自分が心の
中
で何を思っているかにある。われわれも、他山の石として、用

心すべきであろう。

『聖書』は教える。

「身に入るものに汚れたものはなく、口から出る言葉にこそあり。」

ただしここには、立ち止まってよく考えてみるべき点がもう一つあるのではないか。

日本の政治家のこうしたスキヤンダルが起きると、「すぐ辞めるべきだ」と、皆が異口同音に大合唱する。同僚政治家も、政治評論家も、もちろんジャーナリストも、いつせいに合の手をうつ。「潔く、速く、辞めよ」と。これが日本文化。

確かに、罪があり、あるいは無能であるのに、ずるずると辞めないで代議士の地位に居座るのは、潔さの美学を汚す。だが、潔いとは、単にすぐ辞めることなのか。罪があればいずれ辞めて償いを果さなくてはならぬが、しかし、どのような辞めさせ方、辞め方が良いのかと、一步突っ込んで考えるべきではないのか。

結局、一体、潔さとは何を意味するのか。それには二つの側面があるのではないか。

第一は、疑惑の渦中にある本人自身の身の処し方である。

本人は、最小限、次のような精神とそれに基づく一連の行動を

取るべきではないか。

①まず、自己責任の原則を守る

自己責任の原則を、正確に自分に当てはめる。他人の疑惑のことはどうであれ、自分自身は、きちんと自己責任を果たす。泥棒は他にもいるだろうが、だからといって自分も泥棒してよい、という言い方は成り立たない。これが法と倫理の基本である。

②次に、迅速かつ率直に謝罪を表明する

事実、不正を行ったと自分で思うならば、「どうも悪うございました」と、心から謝る。しかも、ぐずぐずしないで正確に、直ぐに、謝る。行動は迅速を旨とし、時を浪費してはならない。

ただし、アメリカなどのような、過度の訴訟社会では、心中では謝るべきだが、口に出して「アイ・アム・ソーリー」(I am sorry)と言ってはならないとされる。そう言ってしまうは、一切罪は自分にあります、と認めることになるからだ。

③そして、辞任も含め、法にしたがって速やかな償いを実行する

未練がましく地位にしがみつかないで、さっさと辞任する。

そのとき、説明責任として、「行った手口」を委細残らず司法に報告する。

第二は、国会による事件の処し方である。

こういう事件の際、他の同僚代議士たちは、当事者に対し、「けしからん、すぐに辞任せよ」と感情的に非難するが、それだけでは、未来に向けての問題解決にはならない。

国会には、国会のメンバーがかかわる事件について、国会自身、証人喚問などによって、嘘か真か、真偽をいちはやく確認する責任がある。国会には、説明責任とともに、問題解決責任がある。

国会には、国政調査権と証人喚問という伝家の宝刀があるのだから、容疑者に愚図々々する時間を与えることはない。それを放置する国会も国会ではないか。そういう国会なら、国会にも、不正を生み出し放置する一半の罪があるのではないか。

他の議員諸氏も、国会の一員として、そのような事件を生み出す風土を温存して来たことについて、「まことに申し訳け無きことである」「不徳の致すところである」と、自らのこととして腹の底から反省し、改善への共同責任を引き受けて、改善に取り掛かるべきであろう。

歴史は建設的な改善努力によって進歩する。政治家は、政敵を批判する「突つき合い」の精神構造に安住するばかりが能ではない。

政治家は、特に政党政治では「批判のための批判」に陥る。対立政党というものは、批判するための相手でしかないのか。政党のいかんを問わず、公的な秘書給与を流用するような不完全な仕組みを改善せず放任してきた事には、どの議員諸君にもみな一半の責任があるのではないか。

議員諸君は、国民の期待に応えるべきリーダーなのだから、ここまで心を広げて、自己の不徳を反省して欲しい。

ところで、先程も言ったように、潔さにおいては「迅速」ということが特別に重要視される。なぜだろうか。

それは、ずるずると処理を先延ばしすれば、当の事件の被害が増大したり、同種の事件が続発して、国家国民への被害が拡大するからである。また、国民の政治不信が募り、国家の精神的な土台が揺れ動くからである。

政治不信を強めることは、神聖なる国政を汚すもので、道義的に極悪の行動だ、といえるのではないか。

人類社会には、「時効」という考えがあつて、ある一定期間を過ぎると責任追及が免除される。他方では、時効と裏腹に問

題処理も遅らせない、できるだけ速やかに始末せよ、という迅速原理があつて、何時々までに事を処理すべしという「期限」というようなものがあるのではないか。

しかし、事件処理では、法的にきちんとした手続きを踏まねばならない。もしそれなしに、単に「すぐ辞めるべきだ」と定めた法があるとするならば、そういう法は法ではあつても法ではなからう。「法でない法は法ではない」という言葉を知るべきである。(アマタイ・エチオーニ『新しい黄金律』麗澤大学出版会、二一五ページ)。

八 来るべきグローバル時代の新美学とは

潔さには、次に「謝罪」ということが不可欠である。では、謝罪の仕方は、どう考えたとよいのか。例をあげよう。この点で、よい参考となる事件が起こつたのである。

二〇〇一年、日本時間で二月十日午前八時四五分、ハワイ沖で愛媛県宇和島の水産高校の練習船「えひめ丸」事件が起きた。アメリカ海軍の潜水艦が遊覧航海中に鯨のように海面に突如浮上し、何も知らず海上を航行していたえひめ丸を突き上げて沈没させた。ところが、日本とアメリカとの間で、事実解明と、謝罪と、責任追及の法的手続きを巡り、日本側の国民感情としてみて、根本的な違いが現れ出た。

潜水艦のパドル艦長(海軍軍人)は、すぐに「アイ・アム・ソーリー」(I am sorry)とは、謝らなかつた。軍からの入れ知恵かどうかはわからぬが、弁護士(代理人)を立て、事毎に弁護士を通じて行動した。艦長は、「神の国」アメリカの軍人のことだから、心の中では神に、あるいは被害者に、謝ることは謝つたかもしれないが、当初、少なくとも外部に向かつては謝罪の発言はついで聞かれなかつた。

アメリカでは、「确实」原則を尊ぶ責任を問われる場合、まず、あくまでも個人の権利を守るために、法に基づいて厳格に過失のあるなしを確かめる手続き(due process)を踏む。それをしないで「辞めよ」「辞任すべきだ」という合唱に走り、出処進退をいい加減に流す、ということはいらない。

辞めるということと法的責任を確定することを、切り離さない。なによりも法的責任を確定すべきで、その上でのみ、辞める、という手続きに入る。これがアメリカ流の法の精神であり、順法(コンプライアンス)であろう。これは、日本というより、結構、万国に通用するところの普遍的な精神であり方法ではないか。

その後、艦長は、もちろん軍の正式会議を経て、速かに解任された。そして、一切の法的手続きを済ませてから、被害者と日本国側に口答で謝つた。

これは、日本流の潔さを身上（しじょう）とする共通感覚からは、とても理解し難いと思われるような手続きであった。われわれの日本文化の感覚で判断すれば、艦長は形の上では全く潔さに欠けた。

「なぜもつと早く口答で謝らないか」と、日本側からは批判が熾（さか）った。直接関係者はもちろん、日本国民の世論の圧倒的多数は、そういうパドル艦長の行動に怒り、呆れ、反発した。「なぜ謝らないのか」「すぐに責任を取るべし」「潔くない」と。

えひめ丸の事故は、日米間という国家の間の問題だが、今日のグローバル化ではこうした異文化の出合いを促進（そくしん）するので、求められる潔さの内容が、変わっていくのではないか。

えひめ丸の事故のように、国際間の事件の場合、日米文化のどちらが正しいか、いや強力か。それは、すぐには判断できないと思う。一概（いちがい）に、アメリカの哲学と手続きが良いともいえない。逆に、日本的な感情の方が良いともいえない。

こうした文化の違いを乗り越えるのに、優れた考えと手続きはないものか。おそらく、課題は法と、倫理と、感情という、三者の絡み合いにあると思われる。

交通事故のとき、アメリカでは、先に「アイ・アム・ソーリー」と誤（まち）ってはいけない。今の日本ではどうであろうか。秘

書給与疑惑の事件では、日本の国会の空気は、「まず謝りなさい」というのが常識のようだった。私もそう感じた。戦争責任でも、日本はずつと謝ってきた。

一体、文化を越えて貫く共通の精神と行動様式というようなものがありうるのだろうか。どうすれば将来に向けて、同じような事件と責任問題を少なくすることができるのか。われわれは、こういう観点から、より良い方法を考案（こうあん）すべきだろう。

これからの人類世界では、お互い感情的な反応によつては、問題を解決できないであろう。美学（あぶらえ）といつても、油絵（あぶらえ）と墨絵（すみえ）の違いのように、各国の文化は共通の要素とともに異なる面を持つ。グローバル化時代とは、そうした異文化が出合う時代なのである。しかも、異文化が出合うときには、異文化は感情の対立を生じるのである。

今後グローバル化時代では、責任追及の仕方と、責任の取り方、取らせ方において、今までの単純な美学は、有効でなくなるのではないか。

最後に、われわれは「許し」ということについて、考えておかねばならない。既に見たように、世に「罪を憎んで人を憎まず」という。それは、どんな意味であろうか。潔さとどんなかわりがあるだろうか。結論として、私は次のように考える

が、皆さんはいかが。

①まず、「罪を憎む」とは、当人と事件との関係を明確にし、見境のない感情に溺れず、法的に、そして道徳的に、人に対して正当な責任を問うことであり、また取らせ、取ることである。

そして、国家・国会は、事の問題として、制度の改定を検討し、「事件が今後起きないように直ちに改善策を講じること」である。

②次に、「人を憎まず」とは、感情的に非難するのではなく、右のように法的に正当な方法で罪を確認し、罰を加えてその責任を取らせる。

死刑という極刑の場合には本人が死んで居なくなるので、処罰後の再起ということは不可能だが、極刑でない場合には人間として罪を償い、その後再起して新しい人生を歩むことを妨げない、ということである。

もしも、一度罪を犯した人に——死刑のときは名誉回復があり得るとして——「償いの後にもやり直しを認めない」というような冷酷な国家や国民であれば、そんな国民はいつか自分自身でもそういう羽目になり、再起ということがなくなるのだろ

う。一体、それでよいものか。

T元代議士の件にもどるならば、Tさんはこれからの人生の最後までを、決して悲観することはない。

人生には、いつからでも未来がある。どうか知恵を学んで心の大人になり、生まれ更って再起されたい、代議士ばかりが道でもあるまい。

世間の人は「思いやり」の心があるから、こう進言するのではないだろうか。

溺れる犬に向かって、さらに石を投げつけるような心を持った国民も、この地球上にもあるらしい。その国民は、いつか自分自身もそういう目に遭うだろう。幸い日本の国民は慈悲深い。「石持て投げる人々」ではない。世間は、やがてTさんを許すであろう。罪を犯してのち、償いを済ませて再起しようとする人には、神や仏も、道を与えるであろう。

ただ、T代議士に限らず、誰でも、国民として、人間として「反省」を行えばの話であるが……。

このT元代議士の問題については、比較的短時日の間に、裁判上の結論が出た。被告が事件発覚後、初めはどうのこうのと弁解の言を弄していたのが、あるときから、さっとしおらしく

なり、潔く自分の非を認め、国会議員も辞職し、国家司法当局の判断に従うという心——偽りのない本心と受け取りたい——となったからである。

平成十六年二月十二日、東京地裁の一番判決が下り、「有罪で懲役二年、執行猶予五年」（検察の求刑は懲役二年）ということになった。控訴はないであろうから、これで問題の決着はついたことになる。

判決後、T氏は、

「判決を厳粛に受けとめたい。多くの方々の信頼を傷つけ、ご迷惑をおかけしたことを改めておわびします。今後は、さらに身を律して歩んでまいりたい」

とのコメントを出した。（産経新聞、平成十六年二月十三日）

どうか、神明に誓って、その言葉通りの心を持ち続けていただきたい。汚辱に塗れた政治世界に戻るかどうかはともかく、一個の人間として人生の再起をなさるよう、一国民の立場から切にお祈り申し上げたい。

人類の歴史というものは、誰でも心底から謝罪し贖罪を行うならば、それを受け入れその人のいのちの再起と名誉の回復を可能にする度量を表すのではないか。

T氏の事例は、一人、氏の事に限らず、謝りを犯す可能性をもつ万人の人生において、有益な教訓となるのではないか。

これまで検討してきたところの歴史を創造する「潔さの美学」では、美学の完成、熟成ということが求められるのではないか。この点を、歴史的事件の一つとして、念のために検討し記しておきたいと思う。この「懲役一年、執行猶予五年」という判決に関連してである。

執行猶予というものをどう意味付けるか、歴史の中で、捲土重来——敗れた人が再び勢いを盛り返して戦いに挑む、再起する——ということをどう考えるかの問題がそれである。この点に考察を加えておきたい。

人はいう、われわれの人生には、いつからでも「やり直し」が可能であり、手遅れということはない、と。むしろ「急ぎ過ぎないように」「時をかけよ」ということがある。それは、と

いう時であろうか。

やり直しまり捲土重来には、「熱りが冷める」という条件が求められるのではないか。それは精神の熟成であり成熟である。熟れておらず青い柿の実は齧ってみても渋くて食べられない。

日本といわず、すべて人類の歴史の流れには、「熱りが冷める」という現象が存在するのではないか。これは「時効」とは、はつきり違う心情である。また、心の動きではあるが「忘

却」、つまり忘れ去るということとも、無関係ではないけれどもかなり違っている。これには「時熟」——時が熟す——というような言葉を当てはめるのが適切かもしれない。

熱りが冷めるということは、とても重大な心理的現象であつて、確実に人類の社会に存在し働いている美学の条件の一つなのではないだろうか。それを法律的に制度にしたのが執行猶予というものではないだろうか。

思うに、この執行猶予という法の制度には、人生心理学として見て、深遠な意味が含まれているのではないか。

執行猶予とは、法律的には、次のようなことを指す。

三年以下の懲役・禁錮もしくは五万円以下の罰金の言渡を受けたもの」について、情状により「判決確定の日から一年以上五年以下、その執行を猶予すること」（刑法第二五条以下）である。

「猶予期間内にあらたな犯罪を犯さなければ刑の言渡は効力を失い、実刑を課せられない。」

（岩波小事典『法律』八三ページ）

法律的には、なるほどこの通りであろう。ただしこの時、素人的に、奇想天外の問いを立てられないだろうか。

執行猶予付きで五年も行動を縛られる。執行猶予期間に僅かでも法律違反の行為を行わないという保証はありえない、違反行為を起こしたら、たちまち懲役という実刑が復活するという意味で、厳しく縛られる。

ならば、さつさと一年の懲役に服しそれで贖罪・罪滅ぼしを完了してしまいたい。執行猶予五年という余計な制約は却って困る、という受け止め方はできないのか。

被告側は、このように選択できないものか。そういう選択を認める判決は、あり得ないものか。この種の問題は残るのではないか。

こんな素人的な疑問を提出するのは、なぜかといえば、執行猶予というものが倫理的意味合いを孕んでいる、と考えるからである。

猶予とは、法律上、右のようなことだと見るにとどまらず、一体なぜこのような執行猶予という制度が存在するのか、と制度の根本にある存在理由を掘り下げるべきではないか。そこには、以下の如き理由があるのではないか。すなわち、猶予期間とは、世間・社会とその中の個人との間での精神の変化にかかわるのではないか。

一方では、世の人々が、その当人の罪を許す心になる心理的

な熟成のための必要時間ではないか。また他方では、そういう判決を受けた本人が、その猶予期間を犯罪を犯すことなく無事に経過できるか、法の求める通りの正常な行為のできる人間へと成熟するか、というテストを受けることである。世の心理の成熟と、本人の心の成熟であり、ともに心の問題である。

だから、執行猶予の期間を無事に通れば、当の個人が「これならもう大丈夫だ」という証明を裁判所から与えられる、ということである。このように執行猶予の意味は理解できるのではないか。

刑罰に関する「執行猶予」という制度は、この意味の当人の心の成熟と、世間の人々の心理の成熟との、双方の心理的な変容というものを認めて、その心の変容を待つという重大な意味を含むのではないだろうか。

むろん、そんなことを少しも気に掛けないで、違法でない限りすぐさまシヤアシヤア、ノウノウと、政界に返り咲く御仁も昔から少なくない。否、それどころか、下級裁判所で有罪判決を受けながら、上級裁判所に控訴し、そこで係争中に立候補したり、頑張つて議員を続ける方さえいるのである。

これは正常な市民感覚から随分と掛け離れているというほかないが、そのような行動や人物があることも歴史の現実である

し、ともかく立候補は違法ではない。法が認めればそれでよいのであろう。

だが、果たして、そのようなシヤアシヤア人間、ノウノウ人間では、その「子々孫々の運命」はどうなるのだろうか。そのような行動を親が取れば、子供がいたならそのような行動が精神遺伝により、家庭の文化として伝えられ、マイナスに働かないであらうか。

地方史で戦国武将の家系の運命を調べると面白い。どういふ考えで行動するかにより、没落か永続か、子孫の運命を左右する事例に事欠かない。

例えば、戦国の名門家系の一つであり、源範頼の血を引く吉見氏の衰運を思えば、苦難にぶつかつて隠忍自重する、じつと時を待つという精神が不足し、再起を焦つて主家は完全に滅亡した。吉見氏は、森鷗外で知られる石州は津和野の戦国武将であったが、関が原の戦いを境に滅んだのである。――傍系は下瀬氏として存続。

子孫に対し、やがて先祖となるわれわれ自身の生き方は、重大であろう。滅ぶときには、トップの人の物事の判断基準が狂うようである。(吉見氏の悲しい滅亡の様子については、沖本常吉編『津和野町史』津和野町役場、第二巻、四二四ページ。)

もちろん、合法的に、かつ堂々たる確信に基づいて、返り咲く人物もある。大東亜戦争中に、革新官僚として東條内閣の商工大臣を勤め、戦犯の身となり、戦後政界に出て、一九六〇年の安保条約改定に生死を懸けた人物。岸信介元首相がその人である。

岸信介氏は、戦争に負けて後、時を置いて郷里の山口県選挙区から政界に打って出た。アメリカに占領された日本が、自立的な日本となるために、日米安全保障条約を少しでも日米対等なものへと改定したいというのが、岸さんの悲願であった。

戦後、日本の一般国民が国防とか防衛とかというものに対して非常に無関心になった。このようなことは世界の他の国にはない現象ではないか。安保改定に取り組めば、各方面の議論が相当沸騰する。そうやって、国防問題に関する国民の関心を高めて、独立国家としては、自分の国の独立を守るための防衛と安全保障ということが、とにかく非常に重大な意味をもつんだということを、本当に国民に理解してもらいたいということが、安保条約の全体を通じての私の考え方の根本にあったんですよ。(中略)

私はそういう意味において、取り組んだ以上は如何なることがあっても、途中で投げ捨ててしまおうということはすまない、自分の政治生命と自分の肉体的生命を本当に賭して、これだけの条約は必ず成立させると考えていた。

私は内容として、改定安保は旧安保とは比べものにならないほどいいもんだと、日本のために、またアジアの安定のためにといい信念でだ、したがってしまいいには、議論したって始まらんから、なんでもかんでも押し通してもこれを成立せしめる、と考えた。成立せしめれば、もう自分の使命は終るんだからという気持ちだったんですね。

(岸信介他『岸信介の回想』文藝春秋、昭和五十六年、二二九～三〇ページ、改行、ルビ追加。)

一九六〇年頃、安保反対を叫んだ学生時代には、私は未成熟であった。岸氏の意図など、ついぞ知る由もなかった。若気の至りであった。

もちろん、岸氏の政界復帰には「戦犯であった人が何で政治家になるのか、資格なし」という強い道義的批判はあったが、それにも拘わらず、議会進出は岸氏の確信的な行動であったわけである。

いずれにせよ、政治家という人種は、歴史をそのようにして

創造する特別にタフな方々なのかもしれぬ。

会社の経営者であれば、問題を起こした人は、中には再起できる人もあるが、ほとんどは容易に再起できない。名誉を重んじる職種では、捲土重来は、尚更のこと難事であろう。

それでも例外はある。山一証券が倒産したときのトップの人は、経営の責任を世間にわび、それとともに、長い間、元社員たちの再就職の斡旋に骨身を削り、今は別の証券会社から経営者に迎えられた。めでたいことである。

昔の武将の世界は、勝つか、負けるか、二つに一つの世界であった。負けてもまた再起するということは、至極当然の事であったし、戦いに負けるといことは再起を不可能とするほどの罪ではなかった。潔さの美学には、種類の違い、時代背景の差異、熱りの冷める期間というものに、いろいろあるのかも知れない。

政治家諸氏とは、臥薪嘗胆、捲土重来を常とする人たちであり、現代の武将なのであるか。それにしても、今後、政治家諸氏は、捲土重来のよき見本となって欲しいものである。

T氏について考えれば、原理的に言って、潔さを根本とし、法による審判を速やかに受けとめたご当人の態度としては、そ

のような慎重さと謙虚さは、「潔さの美学」の完成、熟成のために、至当な態度ではないだろうか。

歴史の先例から学び、未来に向けて歴史を作る上では、考え方の深淺、緩急は、後の人生に偉大な差異を生むのではないであろうか。われわれは、時熟を思い、よき結果を産むような捲土重来の方法を、慎重に選択したい。

歴史の一つの事実問題として、現代の歴史を作る事例として、日米二つの事件が、どのような推移となるか。歴史は、じつと見守って行くであろう。

歴史は決して不寛容の歴史ではない。長い目で見れば、やはり許しと再起の歴史であると言えるのではないか。

だから、ここで日本伝来の慈悲とか愛という精神が思い起こされよう。

辞任する人に対し、国民としては、「どうかあなたは、罪を深く反省し、償いを果たして、人として再び立ち上がり、世のため人のために尽くす人物になって欲しい」と祈る。他の議員諸氏も、ご自分の身辺を振り返り、疚しいところはないか、きちんと調べ、心身を洗い直し、清潔にしていたきたい。

これこそ先人たちが歴史の中で発達させて来た処身の叡智ではないだろうか。

これからのグローバル化する人類社会においても、やはり「潔さの美学」はなければならぬ。しかしそれは、新しく作り直されて、次のような柱からなるだろう。

- ① 何より、法的かつ倫理的に、迅速、的確に、問題を解明し、解決する。
- ② 当人は、刑に服することも含めて、償いを自己自身で行う。人を道連れにするなど、毛頭考えない。
- ③ 加えて、当人は更生と再起の人生を目指して歩む。
- ④ さらに、周囲の人々は、罪は憎むが、人は許す。

結局、潔さの美学とは、いたずらに人々を感情に走らせることではない。「辞任で責任問題は終わり」という感情的な方法は有益ではない。その程度のもものでは、事件を繰り返し生み出すことのないように、汚染土壌を改善するところまでに達しない。

まず、冷静沈着に、法の精神を基礎とし、理性に基づく潔さの美学を確立する。その後、感性と慈愛を秘めた潔さの美学が続く。

異文化が出合うグローバル時代には、このように新たな潔さの美学を作るべきであろう。

*編集者註

本稿は故永安幸正教授（二〇〇七年九月三日逝去）が二〇〇五年にまとめた、全十二章におよぶ歴史論の一部（第六章）である。

文中の現在存在しないURLや誤表記と思われる表現に関しては、原文を尊重し修正を加えず適宜（ママ）というルビを施した。

生前より各章ごとに掲載してきたが、本稿は、その第六章である。

以下、全体の章立てと合わせて、掲載号及び発行年月日を記す。（未刊は太字で示した。第十二章・おわりに・謝辞に関しては、順次掲載予定である。）

はじめに

..... 第五四号／二〇〇四・九・三〇
いのち史観とエコロジーの叡智（第一章）

..... 第五四号／二〇〇四・九・三〇
歴史には、素・真・心の三実がある（第二章）

..... 第五四号／二〇〇四・九・三〇
歴史は、いのちの反発と和合によって動く（第三章）

..... 第七四号／二〇一五・一・二五
歴史には、価値の相対主義と絶対主義がある（第四章）

..... 第五六号／二〇〇五・九・三〇
歴史には、神話という心実が不可欠である（第五章）

..... 第五七号／二〇〇六・二・二八
歴史から、人生心理学を学ぶ（第六章）

..... 第七五号／二〇一五・七・二五
歴史には、国家盛衰の因果律が現れる（第七章）

..... 第五八号／二〇〇六・九・三〇

歴史は、国際間の相互理解を促進するか（第八章前半）

..... 第五九号／二〇〇七・二・二八

歴史は、国際間の相互理解を促進するか（第八章後半）

..... 第六〇号／二〇〇七・九・三〇

歴史は、民族の魂が創造する（第九章）

..... 第六三号／二〇〇九・二・二八

歴史は、いのち共同体のたえざる再構築なり（第十章前半）

..... 第六五号／二〇一〇・三・三一

歴史は、いのち共同体のたえざる再構築なり（第十章後半）

..... 第六六号／二〇一〇・九・三〇

歴史において、大義にいのちを捧げるとは（第十一章）

..... 第七二号／二〇一四・三・一〇

歴史は、永遠のいのちを目指す（十二章）

.....

おわりに

謝辞

